

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画

平成 20 年 3 月

平成 22 年 12 月改訂

平成 28 年 3 月改訂

厚木市・愛川町・清川村

厚木愛甲環境施設組合

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の必要性、目的	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の期間	4

第2章 構成市町村の地域特性

第1節 厚木愛甲ブロック構成自治体の特性	5
1 地理的、地形的特性	5
2 人口動態・分布	6
3 土地利用の状況	8
4 産業の動向	9
第2節 人口等の予測	10

第3章 ごみ処理に係る基礎的事項

第1節 ごみ発生量、処理量等の実績	11
1 ごみ発生量	11
2 ごみ処理・処分の実績	14
3 処理の状況	18
4 可燃ごみのごみ質	19
第2節 ごみ発生抑制の実績	21
第3節 ごみ発生量、処理量等の予測	22
1 ごみ発生量	22
2 ごみ処理・処分の予測	25
3 処理の状況	29
4 ごみ質	31
第4節 ごみ処理体制の現状と課題	33
1 ごみ処理体制の現状	33
2 ごみ処理の課題の整理と広域化	37

第4章 広域化の基本方針

第1節	ごみの発生抑制に係る方針	39
第2節	リサイクルに係る方針	39
第3節	収集及び運搬に係る方針	40
第4節	ごみ処理及び処分に係る方針	40
第5節	余熱利用に係る方針	40
第6節	施設整備に係る方針	41
1	中間処理施設	41
2	最終処分場	41

第5章 減量化・資源化に係る計画

第1節	ごみの減量化及び資源化の目標	43
第2節	目標達成のための施策	44
1	ごみ有料化の検討	44
2	環境教育・普及啓発・助成	44
3	マイバッグキャンペーン	44
4	エコショップの活用	45
5	紙類削減の取組強化	45
6	厨芥類削減の取組強化	46
7	剪定枝の資源化の推進	47
8	ごみ削減を推進するためのシステムづくり	47
9	事業系一般廃棄物の対応	48

第6章 収集・運搬に係る計画

第1節	収集区域の範囲	49
第2節	分別収集への対応	49
第3節	収集・運搬の対応	50
第4節	事業系ごみの対応	50

第7章 中間処理・最終処分に係る計画

第1節	ごみ処理及び処分方法	51
第2節	中間処理・最終処分に係る計画	53
1	焼却対象ごみ	53
2	不燃ごみ・粗大ごみ	53
3	最終処分（資源化）	53
4	灰の資源化の手法について	53

第8章 施設の配置・整備計画

第1節	施設の種類及び処理方式・形態	57
1	中間処理施設	57
2	施設整備の基本的な考え方	59
第2節	処理区域及び処理能力・規模	60
1	処理区域	60
2	中間処理施設	60
第3節	広域処理開始時期、新たな施設の整備及び場所	63
1	広域処理開始時期及び新たな施設の整備時期	63
2	設置場所	63
第4節	過渡期の対応	63
第5節	新たな施設の整備により期待される効果	64
1	環境負荷の低減	64
2	経費の削減	64
第6節	事業方式	68

第9章 計画推進方策

第1節	費用負担の方法	69
第2節	計画の進行管理・見直し	69
	用語解説	71

本文中“*”を付けた語句（初出のみ）に関しては、当該ページの最後に脚注を設けたほか、用語解説としてまとめています。

第 1 章

計画策定の趣旨

◆ 第1節 計画策定の背景

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、生活が物質的に豊かになる一方で、排出される廃棄物の多種多様化と増加に伴い、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類*の発生、不法投棄の増大など、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されています。

これらの問題に対応するため、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制度等の対応が図られています。

今後は、「循環型社会形成推進基本法」及び循環型社会形成推進基本計画に沿って、これらの法制度の適切な実施とともに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方や一人ひとりのライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することが必要不可欠です。天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが迫られています。

このため、廃棄物の減量とその適正な処理に関する施策においては、廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、こうした発生抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお、循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが必要となっています。

このような中、神奈川県では、リサイクルの推進、ダイオキシン類の削減、エネルギーの有効利用及びごみ処理経費の縮減を目的に平成10年3月「神奈川県ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）が策定され、厚木市、愛川町及び清川村の3市町村（以下「構成市町村」という。）は、「厚木愛甲ブロック」としてごみ処理広域化に取り組むこととなりました。

また、構成市町村は、ともにごみ処理における共通の課題を抱えていたことから、広域化計画策定以前より「厚木愛甲まちづくり研究会」を発足し、一般廃棄物の広域的処理に関する研究を進め、平成15年12月に厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画（以下「広域化基本計画」という。）を策定しました。

この広域化基本計画に基づき、平成16年4月に厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）を設置し、構成市町村と組合が協力して行う厚木愛甲ブロックにおける広域化の取組をさらに明確にするため、平成20年3月に広域化基本計画を具体化した厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、ごみ処理広域化に向けて取組を進めてまいりましたが、近年における民間のごみの焼却技術及び焼却灰の資源化技術の進展等を踏まえ、厚木市に整備する中間処理施設（以下「新たな中間処理施設」という。）における処理方式及び排出される焼却残渣等の取扱い並

* ダイオキシン類

：ごみの燃焼過程等において副産物として生成される物質。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナー-PCBを含めて、ダイオキシン類と定義されている。

びに最終処分場施設整備計画に変更が生じたため、広域化実施計画の内容を一部改訂するものです。

なお、本計画において予測するごみ発生量等は、より実現性の高い予測とするため、構成市町村におけるごみ減量化及び資源化の目標とは別に推計しています。

◆ 第2節 計画の必要性、目的

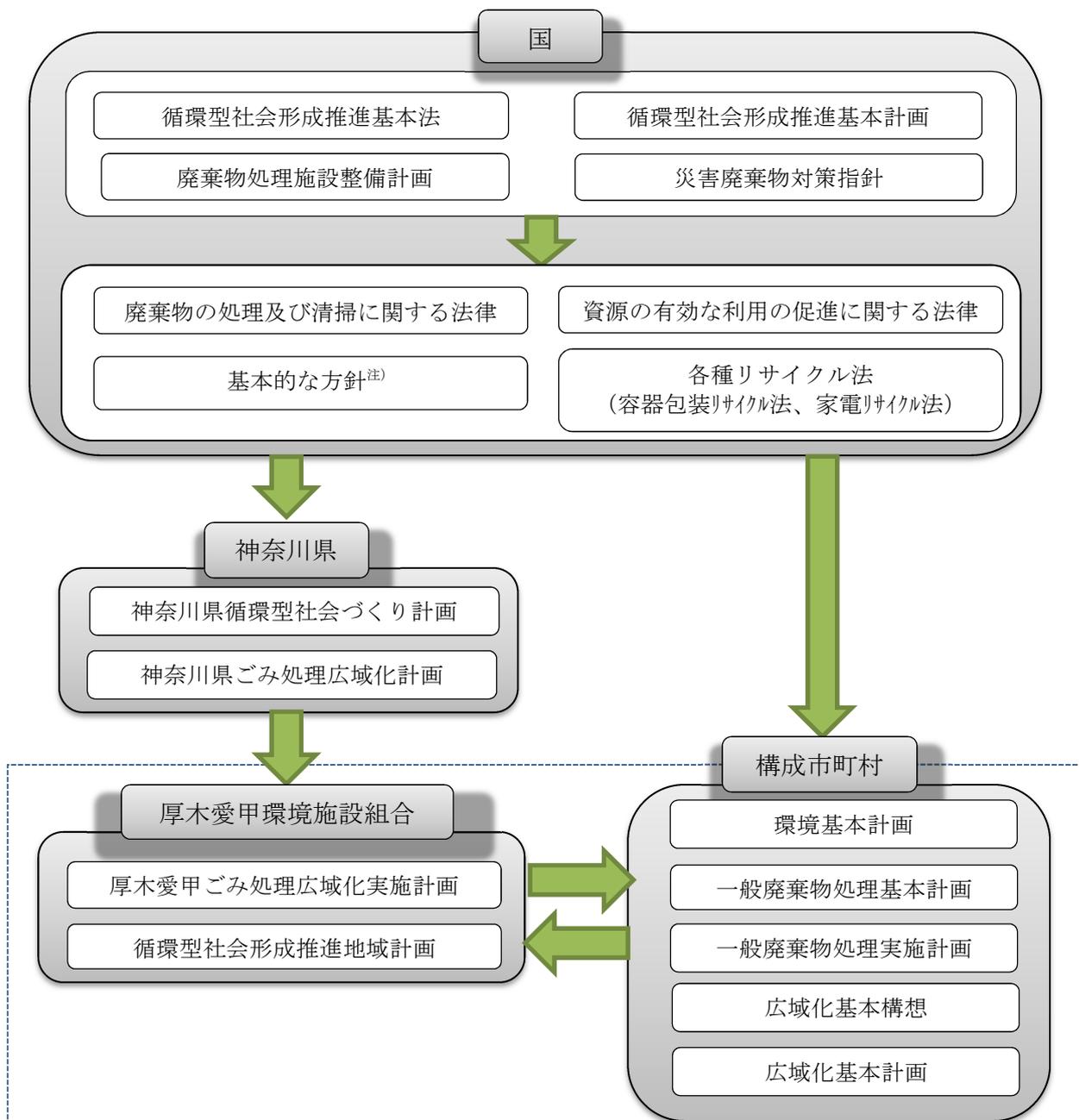
広域化基本計画に定めた施設整備の進捗状況及び構成市町村におけるごみの減量化・資源化への取組を踏まえ、ごみ処理広域化における構成市町村と組合の具体的な取組を明確にするため広域化実施計画を改訂するものです。

なお、広域化実施計画に基づき、厚木愛甲ブロックの一般廃棄物の適正処理・リサイクルシステムの一層の効率化を図ります。

◆ 第3節 計画の位置づけ

広域化実施計画は、図1に示すように、広域化計画に基づき構成市町村が共同で策定した広域化基本構想・広域化基本計画を更に具体化したものとなります。

図1 広域化実施計画の位置づけ



注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

◆ 第4節 計画の期間

広域化実施計画の計画期間は、平成20年度を計画策定の初年度とし、平成42年度までとします。

なお、広域化実施計画は、国の制度改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合など、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについて、その達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえた上で、計画の見直しを行います。

第 2 章

構成市町村の地域特性

◆ 第1節 厚木愛甲ブロック構成自治体の特性

1 地理的、地形的特性

厚木愛甲ブロックは、神奈川県の中央部から北西部に位置し、総面積は199.41km²（平成25年10月1日現在）で神奈川県全域の約8.3%を占めています。

厚木市は、県の中央に位置し、面積93.83km²を有しています。

山中湖に源を發する相模川の右岸に開けた扇状に近い地形で、丹沢山塊が連なる北西部から東南に緩やかに傾斜しています。市内には、小田急電鉄や東名高速道路などが通り、交通の要衝として好条件を備え、首都圏における拠点都市としての役割を担っています。

愛川町は、県の中央北部に位置し、面積34.29km²を有しています。

西部に丹沢山塊の東端にあたる山並みが連なり、東南部は相模川と中津川にはさまれた標高100m前後の台地が広がる中央部がくびれたひょうたん型をしています。

また、東部は、県内陸工業団地や住宅団地が立地し、比較的密集度の高い地域となっているなど、自然と調和した美しい緑豊かな町が形成されています。

清川村は、県の北西部に位置し、面積71.29km²を有しています。

村全域が丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園に含まれ、地形は丹沢山を中心とした山塊ブロック、小鮎川に沿った低地ブロックに大別でき、村域の約95%が傾斜30度以上の傾斜地で構成されています。北西部の宮ヶ瀬地区には宮ヶ瀬湖を抱え、小鮎川沿いの平坦地には中心的集落が形成されています。

表1 厚木愛甲ブロック

市町村名	厚木市	愛川町	清川村	計
面積 (km ²)	93.83	34.29	71.29	199.41
人口 (人) ※1	224,954	40,954	3,309	269,217

(平成25年10月1日現在)

※1 神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」による

図2 厚木愛甲ブロックの位置



2 人口動態・分布

厚木愛甲ブロックの平成25年10月1日現在における人口（神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」による）は269,217人、世帯数は112,524世帯となっています。

人口動態をみますと、厚木愛甲ブロックでは平成25年度において平成17年度に対し、人口は0.5%増、世帯数は6.4%増、世帯人員は5.5%減となっています。

同様に構成市町村別にみますと、厚木市の人口は1.1%増、世帯数は5.9%増、世帯人員は4.4%減、愛川町の人口は2.6%減、世帯数は9.2%増、世帯人員は11.0%減、清川村の人口は5.6%減、世帯数は6.2%増、世帯人員は11.0%減となっています。

また、平成25年10月1日現在の人口比率は、厚木市が83.6%を占め、愛川町が15.2%、清川村が1.2%を占めています。

これを表2及び図3に示します。

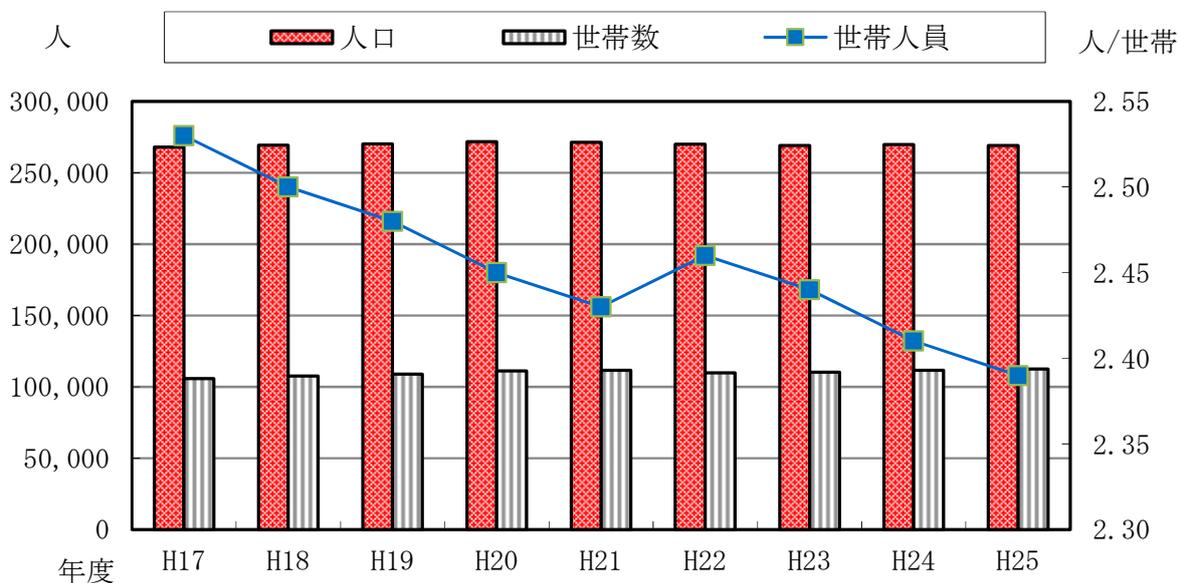
表2 厚木愛甲ブロック及び構成市町村の人口動態

(単位：人、世帯)

年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲 ブロック	人口	267,955	269,388	270,053	271,872	271,227	269,968	269,152	269,629	269,217
	世帯数	105,768	107,543	108,955	111,154	111,637	109,740	110,361	111,700	112,524
	世帯人員	2.53	2.50	2.48	2.45	2.43	2.46	2.44	2.41	2.39
厚木市	人口	222,403	223,841	224,619	226,419	226,059	224,420	224,101	224,776	224,954
	世帯数	89,740	91,152	92,378	94,325	94,706	92,476	93,064	94,225	95,054
	世帯人員	2.48	2.46	2.43	2.40	2.39	2.43	2.41	2.39	2.37
愛川町	人口	42,045	41,997	41,900	41,887	41,627	42,089	41,684	41,504	40,954
	世帯数	14,922	15,219	15,390	15,615	15,716	16,063	16,121	16,300	16,295
	世帯人員	2.82	2.76	2.72	2.68	2.65	2.62	2.59	2.55	2.51
清川村	人口	3,507	3,550	3,534	3,566	3,541	3,459	3,367	3,349	3,309
	世帯数	1,106	1,172	1,187	1,214	1,215	1,201	1,176	1,175	1,175
	世帯人員	3.17	3.03	2.98	2.94	2.91	2.88	2.86	2.85	2.82

※各年度10月1日

図3 厚木愛甲ブロックの人口動態



3 土地利用の状況

構成市町村の土地利用をみますと、厚木市では市全体の48.9%を宅地が占め、次に山林が28.1%を占めています。愛川町では町全体の36.7%をその他の地目（雑種地、原野等）が占め、次に山林が32.5%を占めています。清川村では村全体の88.9%を山林が占め、次にその他の地目（湖沼等）が9.5%を占めています。

これを表3に示します。

表3 構成市町村の土地利用状況

区分	単位	田	畑	宅地	山林	その他	計
厚木市	面積：ha	540.5	795.2	4,588.5	2,636.8	822.0	9,383.0
	割合：%	5.8	8.4	48.9	28.1	8.8	100.0
愛川町	面積：ha	73.0	356.0	628.0	1,114.0	1,258.0	3,429.0
	割合：%	2.1	10.4	18.3	32.5	36.7	100.0
清川村	面積：ha	7.0	39.0	69.0	6,340.0	674.0	7,129.0
	割合：%	0.1	0.5	1.0	88.9	9.5	100.0
計	面積：ha	620.5	1,190.2	5,285.5	10,090.8	2,754.0	19,941.0

出典：厚木市 統計あつぎH26版
 愛川町 統計あいかわH26
 清川村 統計要覧2014年

4 産業の動向

構成市町村の産業大分類別事業所数をみますと、厚木市ではサービス業が38.9%を占め、次に卸売・小売・飲食店が23.4%を占めています。愛川町ではサービス業が34.1%を占め、次に卸売・小売・飲食店が18.7%を占めています。清川村ではサービス業が42.5%を占め、次に建設業が17.2%を占めています。

これを表4に示します。

表4 産業大分類別事業所数及び従業者数

区 分	総 数		農業・林業・漁業		鉱業		建設業	
	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)
厚木市	10,249	149,245	24	271	—	—	1,058	7,685
愛川町	1,651	20,236	24	213	—	—	258	1,267
清川村	134	1,538	11	133	1	13	23	130
計	12,034	171,019	59	617	1	13	1,339	9,082

区 分	製造業		電気・ガス・水道業		運輸・通信業		卸売・小売・飲食店	
	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)
厚木市	787	23,236	12	420	518	13,825	2,403	29,259
愛川町	304	7,614	0	0	80	3,327	309	2,740
清川村	13	411	—	—	1	—	22	89
計	1,104	31,261	12	420	599	17,152	2,734	32,088

区 分	金融・保険業		不動産業		サービス業		公 務	
	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)
厚木市	129	2,134	1,327	4,304	3,991	68,111	—	—
愛川町	15	188	83	232	563	4,159	15	496
清川村	—	—	6	32	57	730	—	—
計	144	2,322	1,416	4,568	4,611	73,000	15	496

出典：厚木市 統計あつぎH26版

愛川町 統計あいかわH26

清川村 統計要覧2014年

※ 清川村の卸売・小売・飲食店には宿泊業を含む。

※ サービス業は、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の合計数。

◆ 第2節 人口等の予測

構成市町村の総合計画における将来の人口につきましては、以下のように計画しています。

【厚木市】

あつぎ元気プラン 第2期基本計画では、「平成32年の目標人口を230,000人とします。」としています。

【愛川町】

第5次愛川町総合計画 ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川では、「平成34年の目標人口については、43,000人とします。」としています。

【清川村】

第3次清川村総合計画 水と緑の心の源流郷では、「平成35年の将来目標人口を3,500人とします。」としています。

一方、本計画においては、より実現性の高い将来人口予測とするために平成17～25年度の人口実績（神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人と世帯」による）を基に各種推計式に基づいて、下表のように将来人口を設定しました。

表5 厚木愛甲ブロック及び構成市町村の人口の予測

(単位：人)

年度 区分	H17	H22	H27	H32	H37	H42
厚木愛甲 ブロック	267,955	269,968	269,765	269,530	269,323	269,139
厚木市	222,403	224,420	225,066	225,146	225,203	225,248
愛川町	42,045	42,089	41,375	41,124	40,907	40,714
清川村	3,507	3,459	3,324	3,260	3,213	3,177

実績 ← → 予測

第 3 章

ごみ処理に係る基礎的事項

◆ 第1節 ごみ発生量、処理量等の実績

1 ごみ発生量

(1) 総ごみ発生量と排出原単位

集団回収*量を含む総ごみ発生量*の動態は、平成22年度まで減少傾向を示しましたが、平成22年度より横ばいに転じ、平成25年度では平成17年度比83.4%となっています。

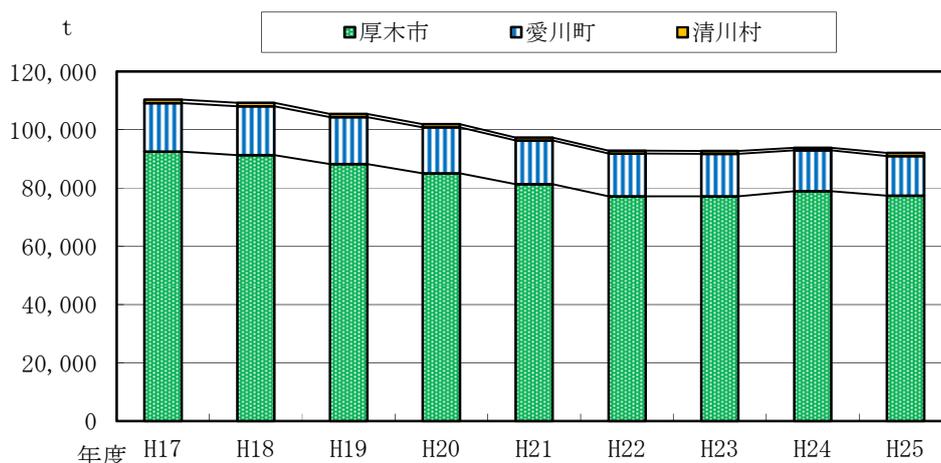
平成25年度の総ごみ発生量について、厚木愛甲ブロックでは92,050t、このうち厚木市が77,346tで84.0%を占め、愛川町が13,623tで14.8%、清川村は1,081tで1.2%となっています。

これを表6及び図4に示します。

表6 総ごみ発生量の実績 (単位：t)

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲 ブロック	110,393	109,249	105,481	101,889	97,390	92,791	92,703	93,882	92,050
厚木市	92,494	91,303	88,192	85,036	81,282	77,149	77,197	78,938	77,346
愛川町	16,706	16,722	16,188	15,775	15,062	14,630	14,509	13,964	13,623
清川村	1,193	1,224	1,101	1,078	1,046	1,012	997	980	1,081

図4 総ごみ発生量の実績



* 集団回収

: 町内会、自治会、PTA、子供会等で古紙、缶、びん、布類等の有価物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

* 総ごみ発生量

: ごみ発生量に集団回収量を合算したもの。

また、平成25年度の集団回収量を含む排出原単位*は厚木愛甲ブロックでは936.8g/人・日、厚木市では942.0g/人・日、愛川町では911.3g/人・日、清川村では895.0g/人・日となっています。

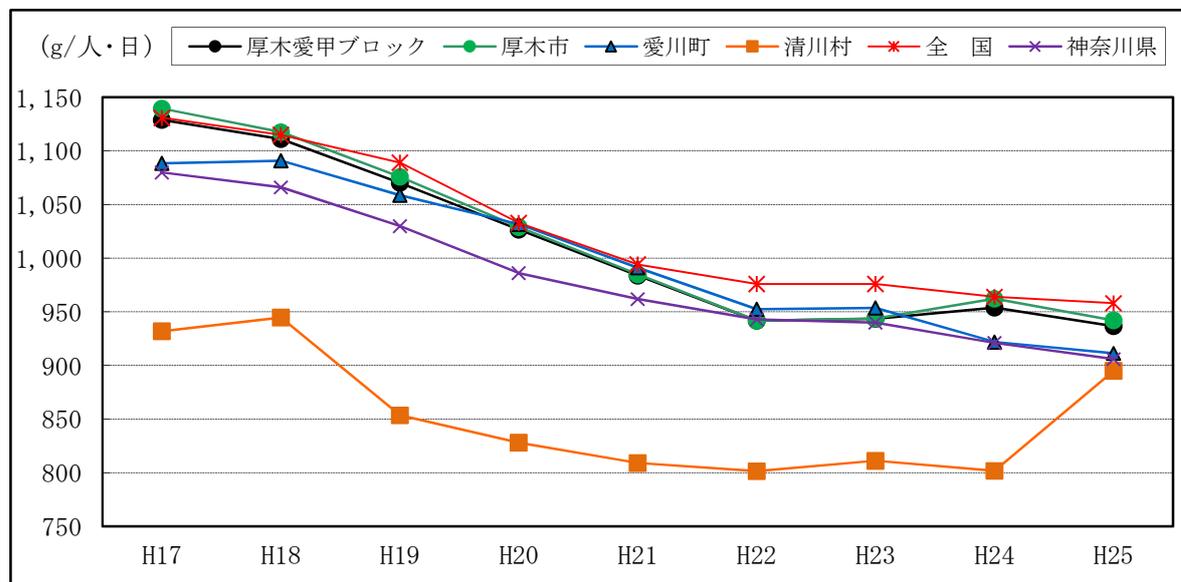
平成25年度における排出原単位を全国及び神奈川県と比較しますと、全国では958g/人・日、神奈川県では906g/人・日、厚木愛甲ブロックでは936.8g/人・日と神奈川県より高い値となっています。

これを表7及び図5に示します。

表7 排出原単位の実績 (単位：g/人・日)

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲 ブロック	1,128.7	1,111.1	1,070.1	1,026.8	983.8	941.7	943.6	953.9	936.8
厚木市	1,139.4	1,117.5	1,075.7	1,029.0	985.1	941.8	943.8	962.2	942.0
愛川町	1,088.6	1,090.9	1,058.5	1,031.8	991.3	952.3	953.6	921.8	911.3
清川村	932.0	944.6	853.5	828.2	809.3	801.6	811.3	801.7	895.0
全 国	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	976	964	958
神奈川県	1,080	1,066	1,030	986	962	943	940	921	906

図5 排出原単位の実績



* 排出原単位

: 年間排出量を365日で除し、さらに計画収集人口で除したものの。1人1日平均排出量ともいう。

(2) 集団回収

厚木市では、平成21年度からごみ減量化・資源化新システムへの移行に伴って集団回収を終了しています。

愛川町では平成23年度までは集団回収は減少傾向にありましたが、その後は横ばい状態で推移しています。

なお、清川村では集団回収は行っていません。

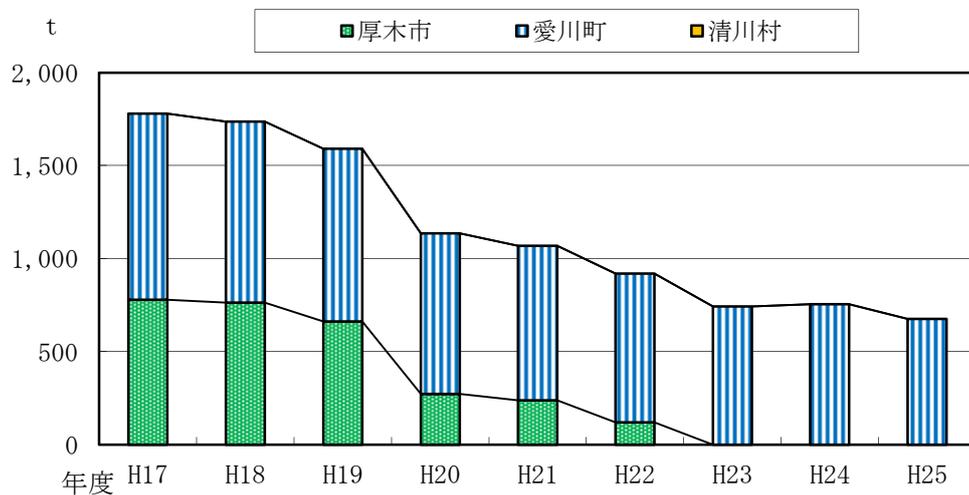
これを表8及び図6に示します。

表8 集団回収量の実績

(単位：t)

年度区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲ブロック	1,780	1,737	1,590	1,135	1,069	920	742	755	675
厚木市	779	763	662	273	238	120	0	0	0
愛川町	1,001	974	928	862	831	800	742	755	675
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図6 集団回収量の実績



2 ごみ処理・処分の実績

(1) ごみ焼却量の状況

構成市町村のごみ焼却施設の状況をみますと、厚木市環境センター（327t/日）が稼働中であり、清川クリーンセンター（10t/日）については平成9年5月に、愛川町美化プラント（56t/日）については平成24年度に焼却を休止し、清川村及び愛川町は可燃ごみの処理を厚木市に委託処理しています。

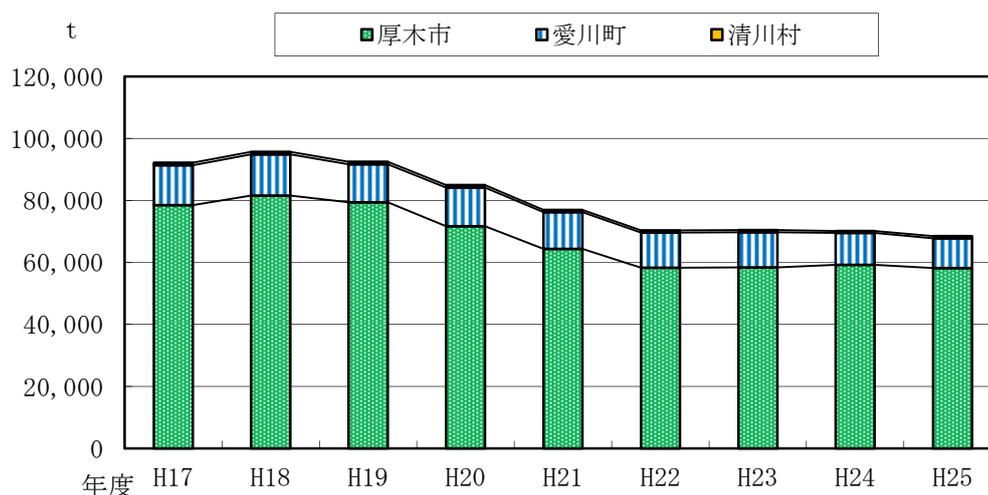
平成25年度のごみ焼却量は、厚木市が58,187t、愛川町が9,623t、清川村が761tとなっています。

これを表9及び図7に示します。

表9 ごみ焼却量の実績 (単位：t)

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲ブ ロック	92,235	95,663	92,489	84,945	76,973	70,359	70,496	70,184	68,571
厚木市	78,513	81,552	79,416	71,692	64,396	58,196	58,382	59,161	58,187
愛川町	12,910	13,271	12,271	12,512	11,890	11,485	11,403	10,353	9,623
清川村	812	840	802	741	687	678	711	670	761

図7 ごみ焼却量の実績



(2) 不燃ごみ及び粗大ごみ処理量

構成市町村の不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の状況をみますと、厚木市環境センター（50t/日）及び愛川町美化プラント（15t/日）が稼働しており、清川村の粗大ごみの処理については厚木市に委託しています。

平成25年度の不燃ごみ及び粗大ごみの処理量は、厚木市が2,658t、愛川町が1,520t、清川村が62tとなっています。

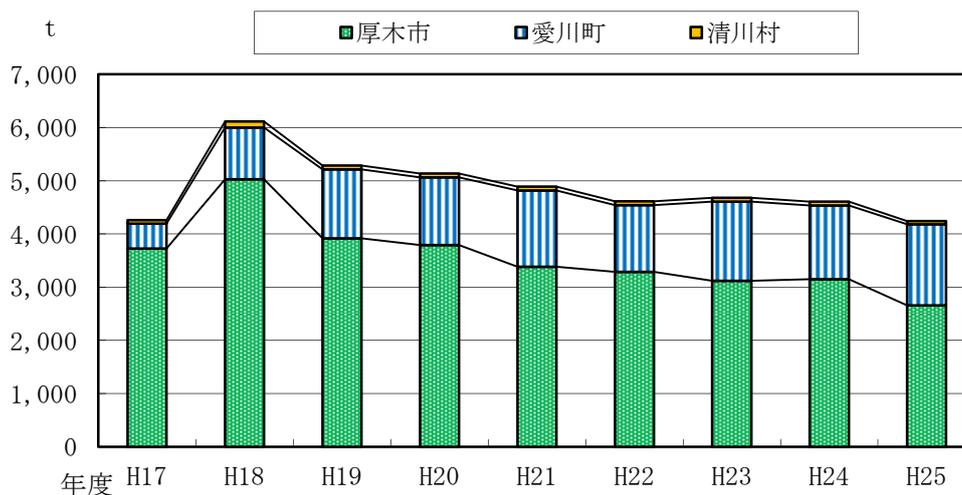
なお、厚木市の施設への搬入は不燃ごみ（金物類）及び粗大ごみ、愛川町の施設への搬入は不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみとなっています。

これを表10及び図8に示します。

表10 不燃ごみ・粗大ごみ処理量の実績（単位：t）

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲ブ ロック	4,259	6,114	5,286	5,136	4,889	4,614	4,679	4,607	4,240
厚木市	3,727	5,030	3,914	3,788	3,382	3,285	3,117	3,147	2,658
愛川町	465	967	1,302	1,274	1,434	1,258	1,490	1,386	1,520
清川村	67	117	70	74	73	71	72	74	62

図8 不燃ごみ・粗大ごみ処理量の実績



(3) 最終処分量

最終処分については構成市町村ともに搬入可能な最終処分場を所有していないため、県外の民間処分場へ委託処分を行っています。

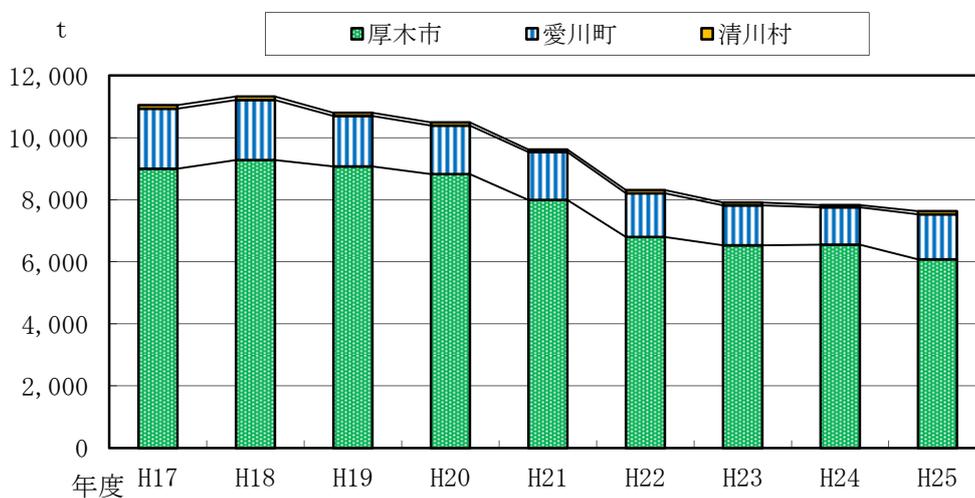
平成25年度の最終処分量は、厚木市が6,072t、愛川町が1,455t、清川村が99tとなっています。厚木愛甲ブロック全体での最終処分の比率は、総ごみ発生量から集団回収量を除いたごみ発生量*91,375tに対し、8.3%となっています。

これを表11及び図9に示します。

表11 最終処分量の実績 (単位：t)

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲ブ ロック	11,042	11,325	10,799	10,490	9,618	8,311	7,909	7,828	7,626
厚木市	9,001	9,279	9,072	8,823	7,990	6,800	6,528	6,552	6,072
愛川町	1,929	1,929	1,620	1,565	1,542	1,410	1,286	1,204	1,455
清川村	112	117	107	102	86	101	95	72	99

図9 最終処分量の実績



* ごみ発生量

: 排出されるごみのうち、家庭系ごみと事業系ごみを合算したものの。

(4) 資源化量

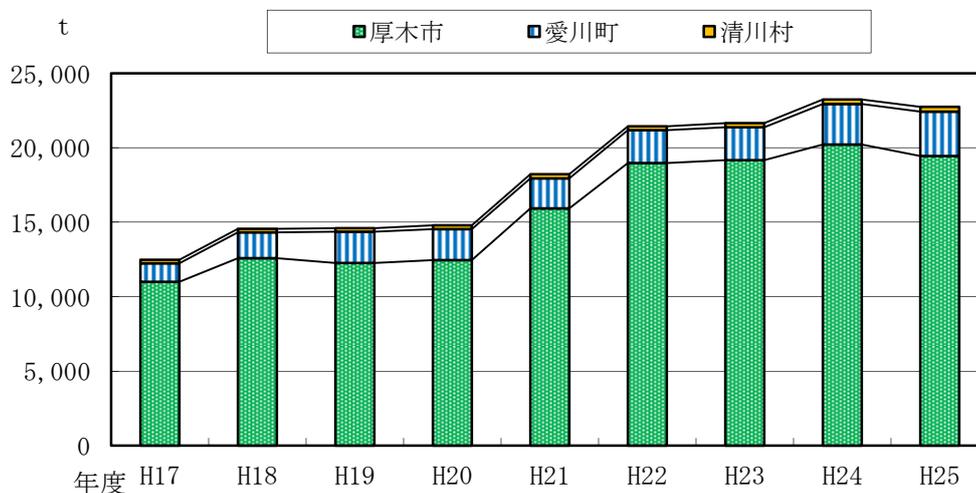
資源化については、厚木市では資源ごみの直接資源化と、粗大ごみ処理施設及び資源化センターでの中間処理後の資源化を行っています。愛川町では資源ごみの直接資源化と粗大ごみ処理施設における中間処理後の資源化を行っています。清川村では資源ごみの直接資源化をしています。また、粗大ごみについては厚木市に処理委託をし、中間処理後に資源化を行っています。

平成25年度の資源化量(集団回収を除く)は、厚木市が19,428t、愛川町が2,998t、清川村が319tとなっています。厚木愛甲ブロックにおける資源化の比率は、総ごみ発生量から集団回収量を除いたごみ発生量91,375tに対し、24.9%となっています。これを表12及び図10に示します。

表12 資源化量の実績(集団回収を除く) (単位: t)

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲ブロック	12,479	14,558	14,597	14,796	18,213	21,437	21,653	23,240	22,745
厚木市	10,991	12,572	12,248	12,459	15,929	18,964	19,159	20,200	19,428
直接資源化	8,082	8,270	8,114	8,300	9,903	11,113	10,923	10,526	10,122
処理後の資源化	2,909	4,302	4,134	4,159	6,026	7,851	8,236	9,674	9,306
愛川町	1,254	1,749	2,109	2,066	2,010	2,206	2,208	2,733	2,998
直接資源化	869	782	1,575	1,593	1,152	1,152	1,176	1,338	1,463
処理後の資源化	385	967	534	473	858	1,054	1,032	1,395	1,535
清川村	234	237	240	271	274	267	286	307	319
直接資源化	204	23	186	249	252	221	174	176	177
処理後の資源化	30	214	54	22	22	46	112	131	142

図10 資源化量の実績(集団回収を除く)



3 処理の状況

厚木愛甲ブロックの平成25年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図11のとおりです。

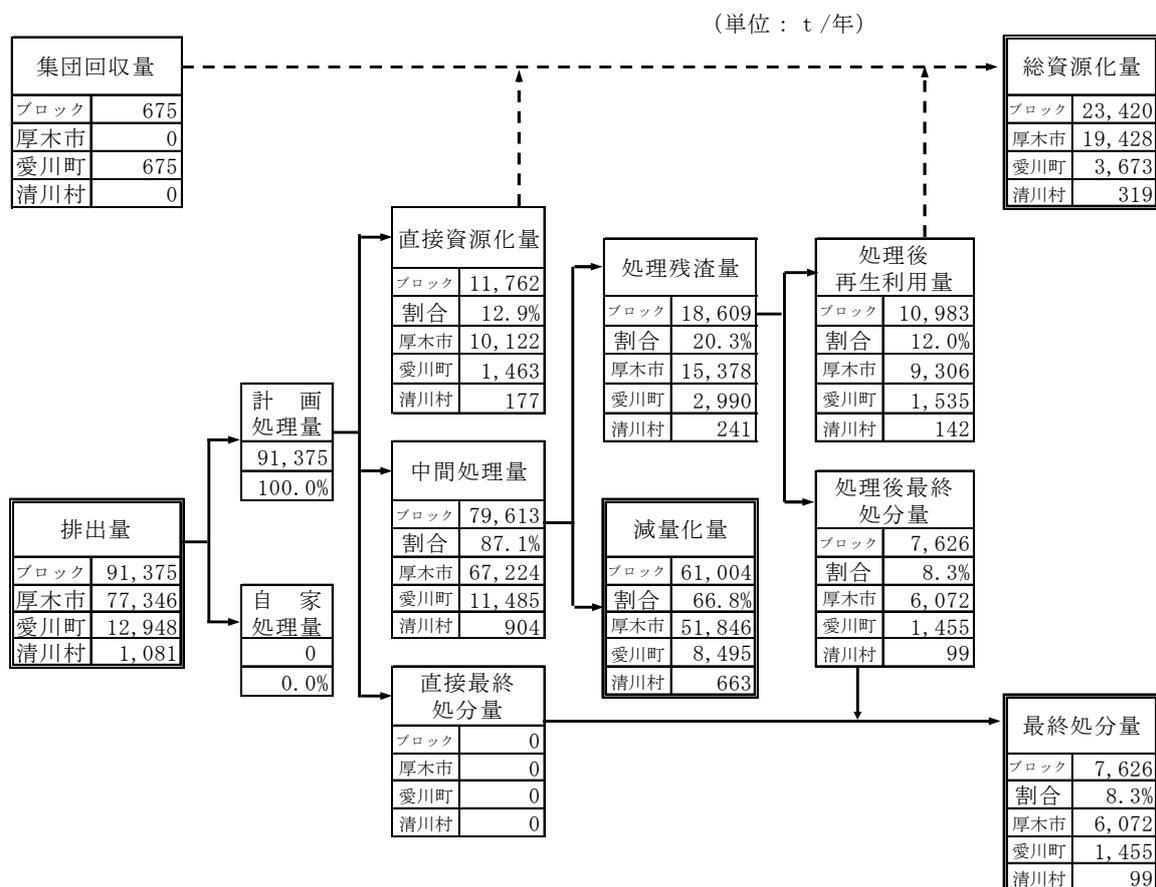
総ごみ発生量は集団回収量も含め92,050tであり、再生利用される総資源化量は23,420t、資源化率は25.4%となっています。

中間処理による減量化量は61,004tであり、排出量の66.8%が減量化され、8.3%に当たる7,626tが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち焼却量（し尿残渣*を除く）は68,571tとなっています。

ごみ焼却施設の熱回収の現状は、厚木市の環境センターでは発電（平成25年度実績：9,543MWh）と温水を場内及び場外で利用しています。

図11 一般廃棄物処理状況フロー（平成25年度）



注) 焼却量は、65,753 t（可燃ごみ）+2,818 t（可燃系残渣）=68,571 t

*し尿残渣

：公共下水道で処理されていない各家庭や集合住宅等のくみ取りし尿や浄化槽汚泥は、し尿処理施設で高度処理等されるが、その際に発生した汚泥残渣物のこと。

4 可燃ごみのごみ質

(1) ごみ質

厚木市環境センターにおけるごみピット内の平成10年度～平成26年度に年4回実施したごみ質*調査結果の平均値を表13に示します。愛川町及び清川村は、可燃ごみの処理を厚木市に委託していますので同一とみなします。

ア ごみ質調査結果

湿ベース*換算値で見ますと、可燃ごみに含まれる種類別組成*は、平均値で紙布類が52.0%、厨芥類*が13.4%、ビニール樹脂類が23.4%、木・竹・わら類が6.2%となっています。

低位発熱量*の値は、5,834kJ/kg～12,696kJ/kgの範囲で推移しており、平均では8,779kJ/kgとなっています。

表13 厚木市環境センターのごみ質調査結果の平均値

項 目		湿ベース					
		最小値	平均値	最大値	偏 差*	95.4%下限*	95.4%上限*
可 燃 分 組 成	紙布類 (%)	32.0	52.0	72.4	7.7	36.6	67.4
	厨芥類 (%)	6.1	13.4	23.0	4.9	3.6	23.2
	ビニール樹脂類 (%)	12.5	23.4	33.4	4.6	14.2	32.6
	木竹わら (%)	0.9	6.2	17.2	3.2	0.0	12.6
	不燃物 (%)	0.4	3.0	12.2	2.3	0.0	7.6
	その他 (%)	0.5	2.1	11.0	1.7	0.0	5.5
低位発熱量(kJ/kg)		5,834	8,779	12,696	1,517	5,745	11,812
単位容積重量		120	182	260	28	127.3	237.3

* ごみ質

：ごみの物理的あるいは化学的性質の総称であり、通常、三成分（水分、灰分、可燃分をいう。）、単位体積重量、種類別組成、元素組成及び低位発熱量等でその性質を表示したもの。

* 湿ベース

：乾ベースの数値に水分の率を加算して、生ごみの状態になるように換算したもの。湿りごみとも呼ばれる。

* 種類別組成

：ごみ質調査において、可燃ごみは、紙布類、厨芥類、ビニール樹脂類、木竹わら類、不燃物、その他等に、不燃ごみは、ガラス類、陶器石類、金属類、その他等に物理的に分類したもの。それ以外にも粗大ごみ、資源ごみなども区分することができる。

* 厨芥類

：台所から出る野菜などのくずのことであり、生ごみという呼び方が一般的である。水分を多く含んでいる。

* 低位発熱量

：ごみが完全に燃焼するときに発生する熱量のことで真発熱量とも呼ぶ。低位発熱量は燃焼性の良否の判断をはじめ、熱発生、減温、熱回収等の過程で必要となる種々の熱計算や性能の良否を判定する熱計算等を行うに当たっての必要条件となる。

* 偏差、95.4%下限、95.4%上限

：数多いごみ質実績データ中の出現頻度の極めて少ない数値を対象に施設計画を行うと適正な設計が困難となり、経済性も損われるため、95.4%信頼区間の両端（95.4%下限、95.4%上限偏差の2倍の値）をもって範囲を設定することが一般的に行われている。

イ 処理条件と処理効果

平成19年度に精密機能検査を実施し、処理効果等について評価を行った結果、計画条件に対して処理実績が満足する状態にあり、平均的に安定した稼働状況であると言えます。

厚木市環境センターの精密機能結果を表14に示します。

表14 厚木市環境センターの精密機能検査結果

項 目	計画条件 (1炉当たり)			処理実績		
	低質ごみ*	基準ごみ*	高質ごみ*	A炉	B炉	C炉
処理量 (t/日) (kg/h)	109/24h × 3炉 4,550			94.21/24h 3,925	94.87/24h 3,953	91.45/24h 3,810
処理率(1時間当たり) (%)	100			86.4	87.0	83.9
低位発熱量 (kcal/kg)	1,500	2,400	2,800	2,550		
(kJ/kg)	6,279	10,047	11,721	10,674		

* 低質ごみ

: 設計最低ごみ質ともいう。ごみ焼却施設の計画に際して、焼却炉設備の火格子面積や燃焼率、付帯設備の空気予熱器や助燃設備等の容量を決めるための指標となる。

* 基準ごみ

: 平均ごみ質ともいう。ごみ焼却施設の計画に際して、焼却炉設備の基本設計値やごみピットの容量を決めるための指標となる。

* 高質ごみ

: 設計最高ごみ質ともいう。ごみ焼却施設の計画に際して、焼却施設設備の燃焼室等や付帯設備の通風設備、排ガス処理設備等の容量を決めるための指標となる。

◆ 第2節 ごみ発生抑制の実績

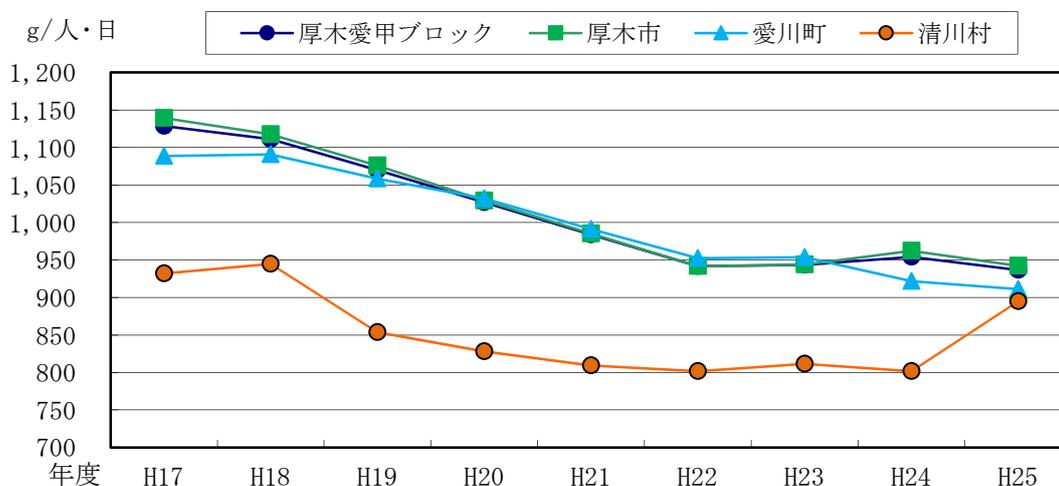
集団回収量を含む総ごみ発生量の排出原単位の比較を表15及び図12に示します。

厚木愛甲ブロックでは、平成22年度までは減少傾向を示していましたが、平成23年度からは横ばい状態に転じています。

表15 排出原単位の比較 (単位：g/人・日)

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
厚木愛甲 ブロック	1,128.7	1,111.1	1,070.1	1,026.8	983.8	941.7	943.6	953.9	936.8
厚木市	1,139.4	1,117.5	1,075.7	1,029.0	985.1	941.8	943.8	962.2	942.0
愛川町	1,088.6	1,090.9	1,058.5	1,031.8	991.3	952.3	953.6	921.8	911.3
清川村	932.0	944.6	853.5	828.2	809.3	801.6	811.3	801.7	895.0

図12 排出原単位の比較



◆ 第3節 ごみ発生量、処理量等の予測

1 ごみ発生量

(1) 総ごみ発生量と排出原単位

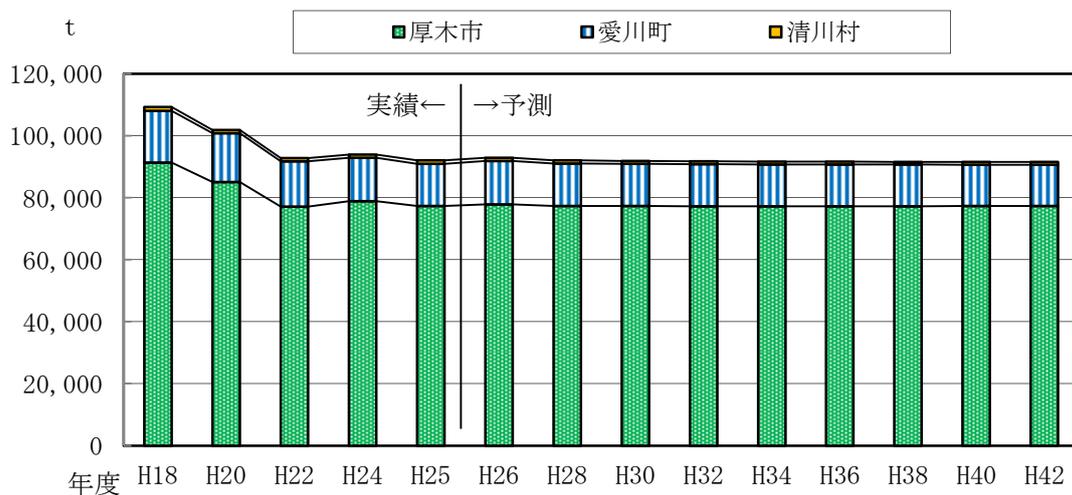
厚木愛甲ブロックにおける、減量化目標を考慮した集団回収量を含む総ごみ発生量は、平成25年度実績92,050tに対し、平成42年度では91,522t、0.6%の減少となります。

平成25年度の厚木愛甲ブロックの総ごみ発生量のうち、厚木市では77,346t、84.0%を占め、愛川町では13,623t、14.8%、清川村では1,081t、1.2%となります。これを表16及び図13に示します。

表16 総ごみ発生量の予測 (単位：t/年)

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲 ブロック	109,249	101,889	92,791	93,882	92,050	92,891	92,067	91,896	91,734	91,683	91,641	91,599	91,562	91,522
厚木市	91,303	85,036	77,149	78,938	77,346	77,900	77,361	77,320	77,282	77,289	77,297	77,303	77,310	77,313
愛川町	16,722	15,775	14,630	13,964	13,623	13,923	13,694	13,617	13,546	13,494	13,449	13,405	13,364	13,326
清川村	1,224	1,078	1,012	980	1,081	1,068	1,012	959	906	900	895	891	888	883

図13 総ごみ発生量の予測



厚木愛甲ブロックにおける、集団回収量を含む排出原単位は、平成25年度実績936.8g/人・日に対し、平成42年度では931.7g/人・日、0.5%の減少となります。

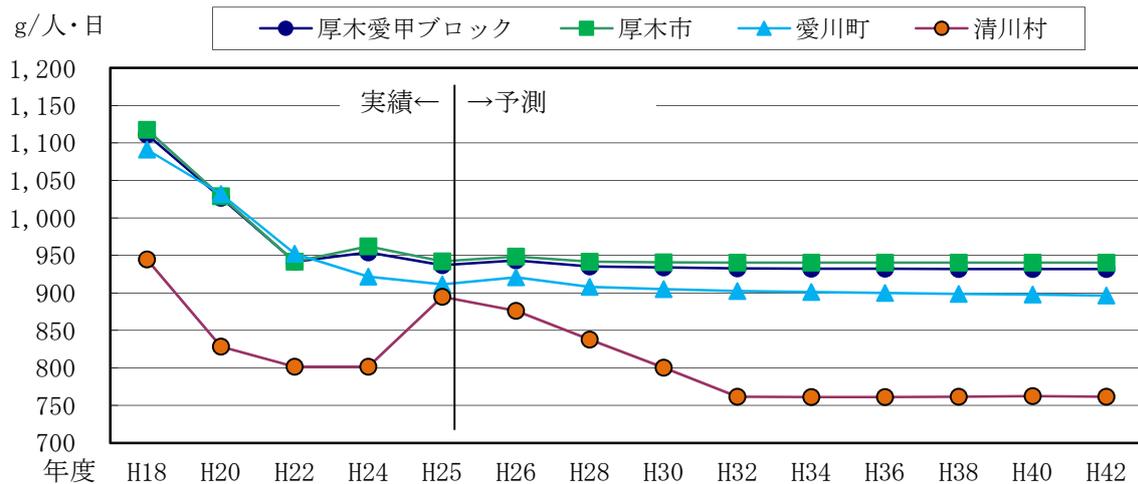
構成市町村別にみますと、平成25年度実績に対し、平成42年度では厚木市は0.2%の減少、愛川町は1.6%の減少、清川村は14.9%の減少となります。

これを表17及び図14に示します。

表17 排出原単位の予測 (単位：g/人・日)

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲ブロック	1,111.1	1,026.8	941.7	953.9	936.8	943.2	935.2	933.8	932.5	932.2	932.1	931.9	931.8	931.7
厚木市	1,117.5	1,029.0	941.8	962.2	942.0	948.4	941.6	941.0	940.4	940.4	940.4	940.4	940.4	940.4
愛川町	1,090.9	1,031.8	952.3	921.8	911.3	920.7	908.0	905.1	902.4	901.0	899.8	898.7	897.6	896.7
清川村	944.6	828.2	801.6	801.7	895.0	876.1	837.9	800.3	761.4	761.0	761.0	761.4	762.4	761.5

図14 排出原単位の予測



(2) 集団回収

厚木愛甲ブロックにおける集団回収量は、平成25年度実績675tに対し、平成42年度では508tとなります。

厚木市では、平成21年度からごみ減量化・資源化新システムへの移行に伴って集団回収を終了しています。

愛川町では、資源ごみの分別収集に伴い、緩やかな減少傾向となります。

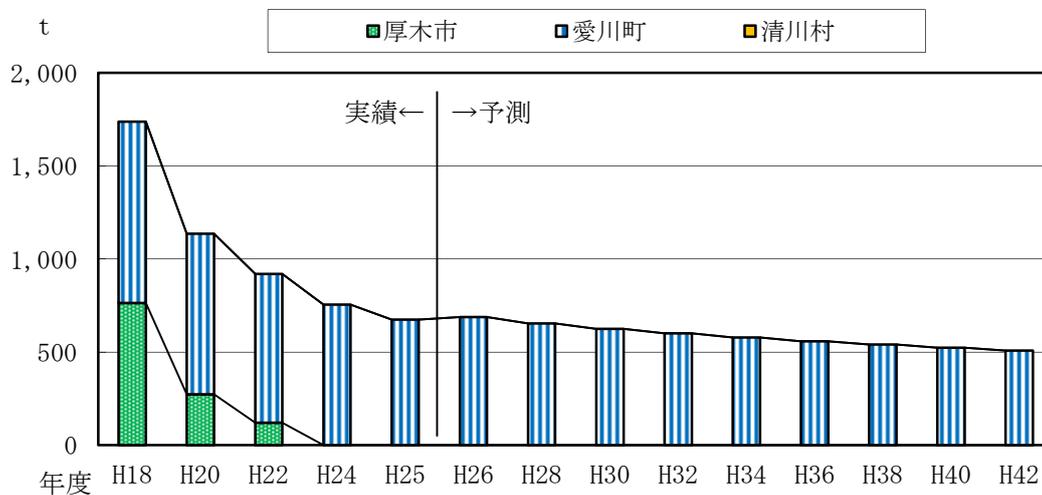
清川村では、集団回収は行っていません。

これを表18及び図15に示します。

表18 集団回収量の予測 (単位：t/年)

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲 ブロック	1,737	1,135	920	755	675	688	654	625	600	578	558	540	523	508
厚木市	763	273	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	974	862	800	755	675	688	654	625	600	578	558	540	523	508
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図15 集団回収量の予測



2 ごみ処理・処分の予測

(1) 焼却対象量

厚木愛甲ブロックにおける焼却対象量は、平成25年度実績68,571tに対し、平成42年度では66,404t、3.2%の減少となります。

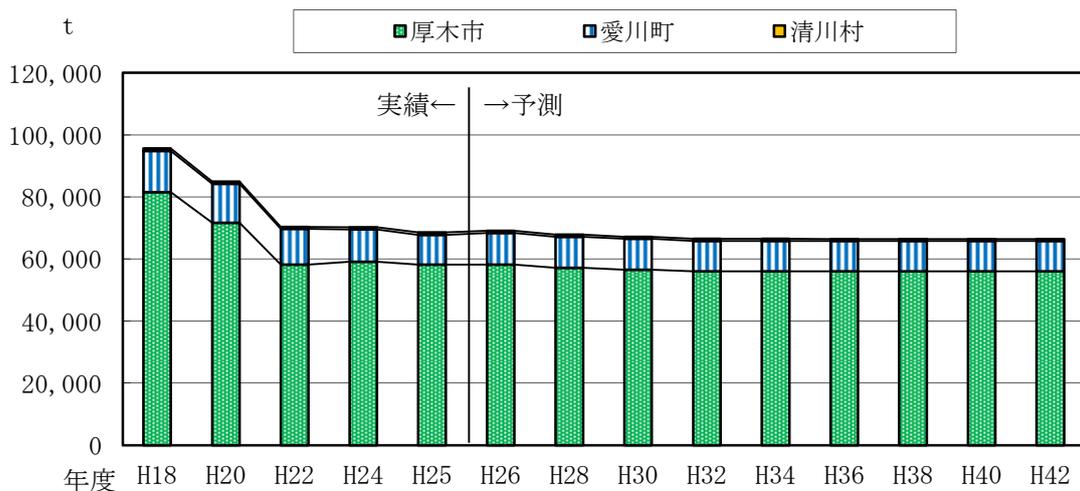
これを表19及び図16に示します。

表19 焼却対象量の予測

(単位：t/年)

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲ブロック	95,663	84,945	70,359	70,184	68,571	69,099	67,832	67,162	66,499	66,476	66,458	66,439	66,423	66,404
厚木市	81,552	71,692	58,196	59,161	58,187	58,214	57,146	56,564	55,986	55,991	55,997	56,001	56,006	56,008
可燃ごみ	74,490	69,321	55,944	56,902	56,304	56,340	55,326	54,810	54,297	54,302	54,308	54,312	54,317	54,319
破砕残渣	7,062	2,326	2,173	2,103	1,750	1,719	1,650	1,580	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511
その他	0	45	79	156	133	155	170	174	178	178	178	178	178	178
愛川町	13,271	12,512	11,485	10,353	9,623	10,160	9,965	9,917	9,871	9,847	9,827	9,807	9,788	9,770
可燃ごみ	13,271	11,979	10,889	9,608	8,735	9,265	9,080	9,042	9,006	8,985	8,967	8,950	8,933	8,916
破砕残渣	0	533	596	745	888	895	885	875	865	862	860	857	855	854
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	840	741	678	670	761	725	721	681	642	638	634	631	629	626
可燃ごみ	840	741	678	613	714	671	681	654	627	623	619	616	614	611
破砕残渣	0	0	0	57	47	54	40	27	15	15	15	15	15	15
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図16 焼却対象量の予測



(2) 不燃ごみ及び粗大ごみ処理対象量

不燃ごみ及び粗大ごみ処理対象量は、構成市町村から発生する資源ごみを除く不燃ごみ及び粗大ごみ（可燃性粗大ごみを含む）が対象となります。

厚木愛甲ブロックにおける平成25年度実績4,240tに対し、平成42年度では3,784t、10.8%の減少となります。

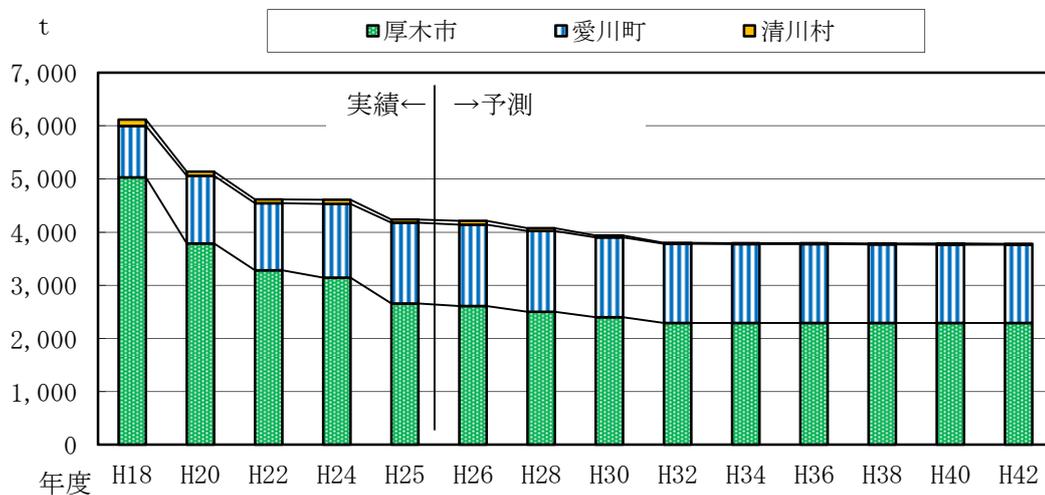
構成市町村別にみますと、平成25年度実績に対し、平成42年度で厚木市では2,295t、13.7%の減少、愛川町では1,470t、3.3%の減少、清川村では19t、69.4%の減少となります。

これを表20及び図17に示します。

表20 不燃ごみ・粗大ごみ処理対象量の予測（単位：t/年）

年度 区分	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲ブロック	6,114	5,136	4,614	4,607	4,240	4,212	4,073	3,935	3,798	3,794	3,792	3,788	3,785	3,784
厚木市	5,030	3,788	3,285	3,147	2,658	2,611	2,506	2,400	2,295	2,295	2,295	2,295	2,295	2,295
愛川町	967	1,274	1,258	1,386	1,520	1,532	1,516	1,500	1,484	1,480	1,478	1,474	1,471	1,470
清川村	117	74	71	74	62	69	51	35	19	19	19	19	19	19

図17 不燃ごみ・粗大ごみ処理対象量の予測



(3) 最終処分量

厚木愛甲ブロックにおける平成25年度の最終処分量は7,626t、集団回収量を除いたごみ発生量に対し、最終処分の比率は8.3%となります。平成37年10月以降は焼却残渣等を全量資源化するため、平成38年度以降の最終処分量は0tになります。

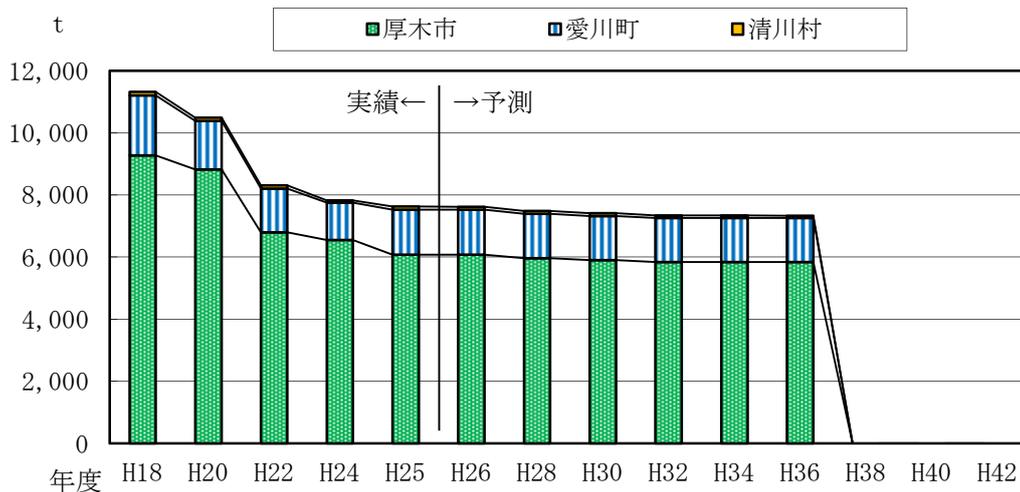
これを表21及び図18に示します。

表21 最終処分量の予測

(単位：t/年)

区分 \ 年度	H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲ブロック	11,325	10,490	8,311	7,828	7,626	7,621	7,482	7,410	7,339	7,337	7,335	0	0	0
焼却残渣	10,221	9,530	8,035	7,577	7,346	7,410	7,273	7,203	7,134	7,132	7,130	0	0	0
その他残渣	1,104	960	276	251	280	211	209	207	205	205	205	0	0	0
厚木市	9,279	8,823	6,800	6,552	6,072	6,075	5,964	5,904	5,844	5,844	5,844	0	0	0
焼却残渣	8,561	8,211	6,800	6,552	6,072	6,075	5,964	5,904	5,844	5,844	5,844	0	0	0
その他残渣	718	612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	1,929	1,565	1,410	1,204	1,455	1,457	1,430	1,422	1,415	1,413	1,411	0	0	0
焼却残渣	1,563	1,230	1,147	956	1,176	1,247	1,222	1,216	1,211	1,209	1,207	0	0	0
その他残渣	366	335	263	248	279	210	208	206	204	204	204	0	0	0
清川村	117	102	101	72	99	89	88	84	80	80	80	0	0	0
焼却残渣	97	89	88	69	98	88	87	83	79	79	79	0	0	0
その他残渣	20	13	13	3	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0

図18 最終処分量の予測



(4) 総資源化量

平成25年度の総資源化量は、厚木市が19,428t、愛川町が3,673t、清川村が319tとなります。厚木愛甲ブロックにおける資源化率は、集団回収量を含めた総ごみ発生量に対し平成25年度で25.4%となります。平成37年10月以降は焼却残渣等を全量資源化するため、平成42年度の資源化率は35.6%となります。

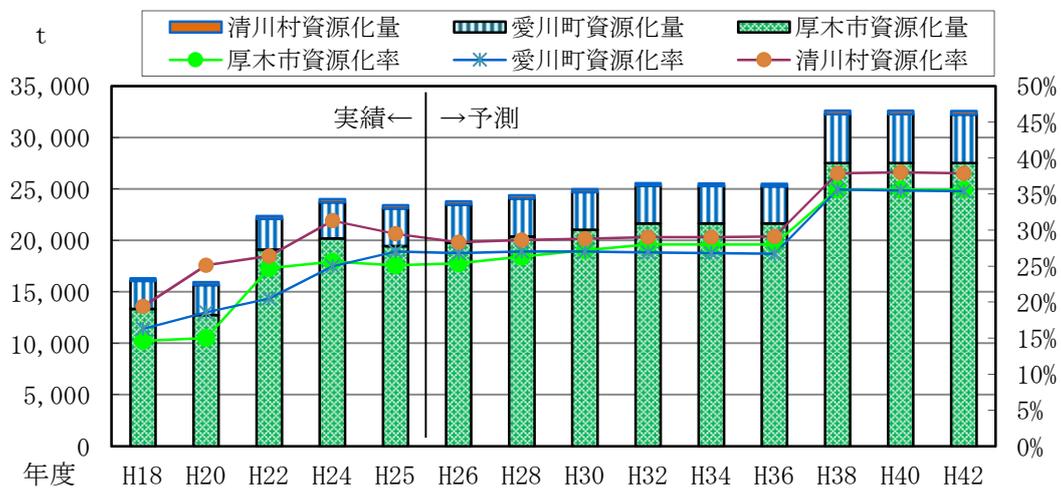
これを表22及び図19に示します。

表22 総資源化量の予測

(単位：t/年)

年度		H18	H20	H22	H24	H25	H26	H28	H30	H32	H34	H36	H38	H40	H42
厚木愛甲 ブロック	総資源化量	16,295	15,931	22,357	23,995	23,420	23,777	24,364	24,958	25,554	25,526	25,503	32,608	32,586	32,563
	資源化率	14.9%	15.6%	24.1%	25.6%	25.4%	25.6%	26.5%	27.2%	27.9%	27.8%	27.8%	35.6%	35.6%	35.6%
厚木市	総資源化量	13,335	12,732	19,084	20,200	19,428	19,750	20,380	21,012	21,642	21,646	21,650	27,498	27,502	27,504
	資源化率	14.6%	15.0%	24.7%	25.6%	25.1%	25.4%	26.3%	27.2%	28.0%	28.0%	28.0%	35.6%	35.6%	35.6%
愛川町	総資源化量	2,723	2,928	3,006	3,488	3,673	3,725	3,695	3,670	3,649	3,619	3,593	4,772	4,747	4,724
	資源化率	16.3%	18.6%	20.5%	25.0%	27.0%	26.8%	27.0%	27.0%	26.9%	26.8%	26.7%	35.6%	35.5%	35.4%
清川村	総資源化量	237	271	267	307	319	302	289	276	263	261	260	338	337	335
	資源化率	19.4%	25.1%	26.4%	31.3%	29.5%	28.3%	28.6%	28.8%	29.0%	29.0%	29.1%	37.9%	38.0%	37.9%

図19 総資源化量の予測



3 処理の状況

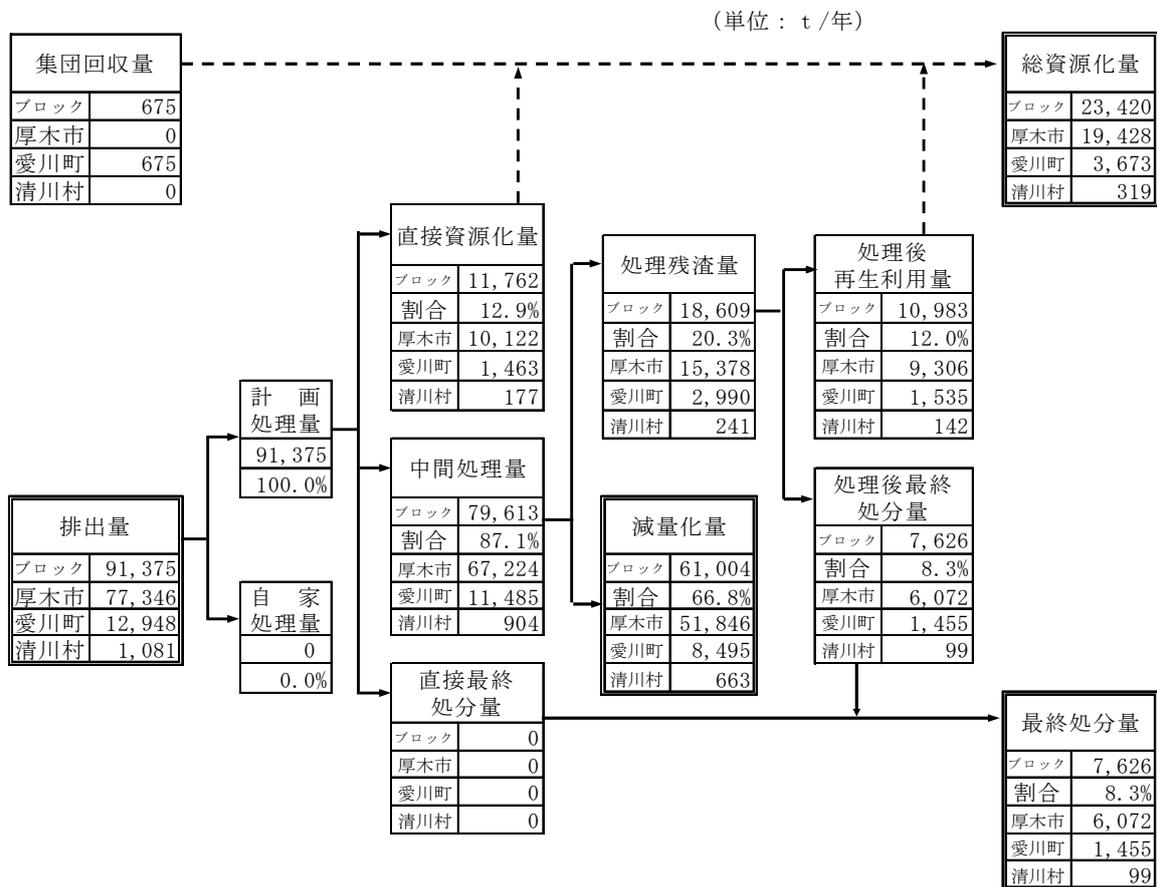
厚木愛甲ブロックの平成25年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図20のようになります。

総ごみ発生量は集団回収量も含め92,050tであり、再生利用される総資源化量は23,420t、資源化率は25.4%となります。

中間処理量のうち減量化量は61,004tであり、集団回収量を除いたごみ発生量の66.8%が減量化されます。また、集団回収量を除いたごみ発生量の8.3%に当たる7,626tが最終処分量となります。

なお、中間処理量のうち焼却量（し尿残渣を除く）は68,571tとなります。

図20 一般廃棄物処理状況フロー(平成25年度)



注) 焼却量は、65,753 t (可燃ごみ) + 2,818 t (可燃系残渣) = 68,571 t

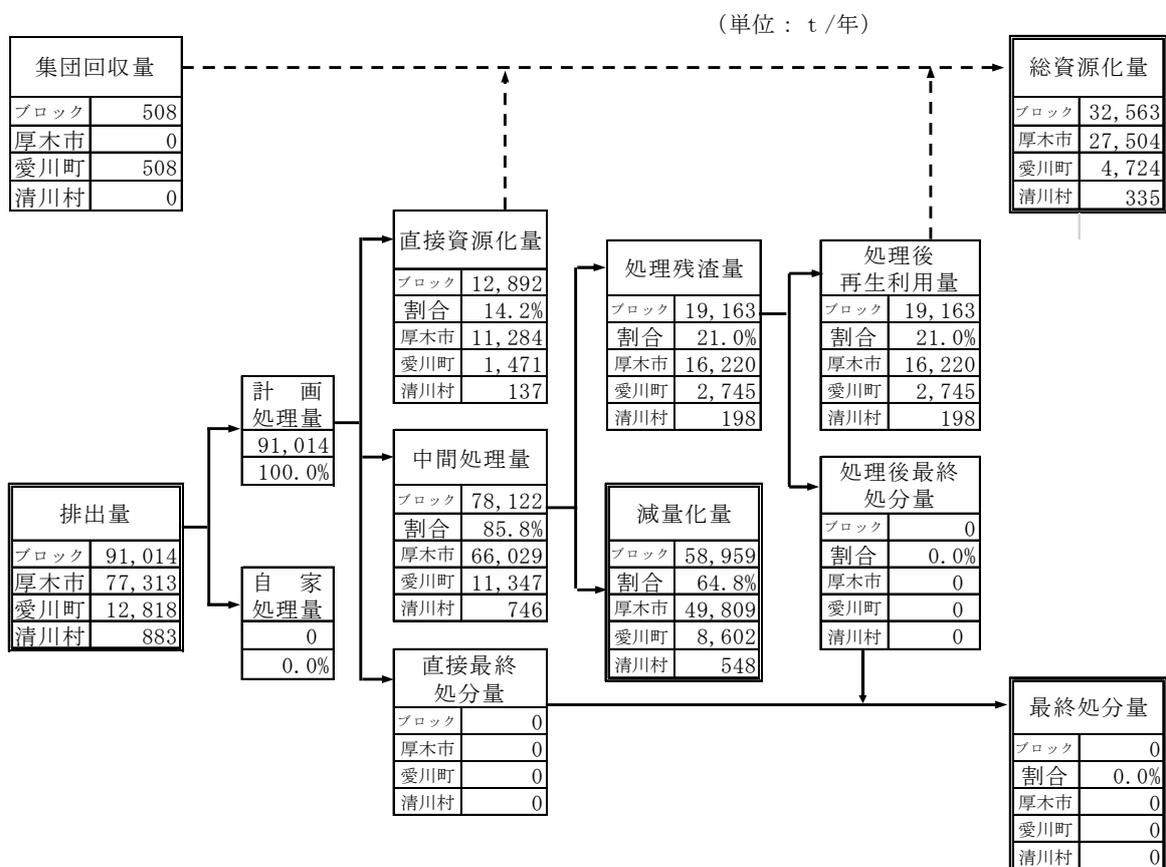
また、平成42年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図21のようになります。

総ごみ発生量は、集団回収量も含め91,522tであり、再生利用される総資源化量は32,563t、資源化率は35.6%となります。

中間処理量のうち減量化量は58,959tであり、集団回収量を除いたごみ発生量の64.8%が減量化されます。また、集団回収量を除いたごみ発生量の7.8%に当たる7,124tが焼却残渣等の資源化量となります。

なお、中間処理量のうち焼却量（し尿残渣を除く）は66,404tとなります。

図21 一般廃棄物処理状況フロー(平成42年度)



注) 焼却量は、63,846 t (可燃ごみ) + 2,558 t (可燃系残渣) = 66,404 t

4 ごみ質

(1) 可燃ごみ

可燃ごみの計画ごみ質は、ごみ中間処理施設整備基本計画で設定したごみ質を基とし、構成市町村における過去のごみ質データ（平成20年度から平成25年度まで）と構成市町村のごみ処理を厚木市環境センターで行うようになった平成25年度のごみ質データから統計的手法で算出したごみ質を近隣自治体におけるごみ質を参考に補正し、表23のとおりを設定しました。

なお、可燃ごみの計画ごみ質は、施設基本設計において、最新のごみ質調査データを基に修正及び詳細な設定を行います。

表23 可燃ごみの計画ごみ質

項 目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量 (kJ/kg)		5,500	8,600	12,100
三 成 分	水 分 (%)	57.7	46.8	35.6
	灰 分 (%)	3.9	7.2	10.4
	可燃分 (%)	38.4	46.0	54.0
単位体積重量* (kg/m ³)		253.4	192.2	130.0

* 単位体積重量

: ごみの容量1m³当たりの重量のこと。「見かけ比重」ともいう。

(2) 不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみの組成は、実績データがないため、ごみ処理の実績の状況及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」を参考に算出します。

平成37年度の不燃ごみ及び粗大ごみの搬入量の予測値は、不燃ごみが1,509t、粗大ごみが2,258tとなります。

不燃ごみ及び粗大ごみの性状は表24、表25のように想定されます。

表24 不燃ごみ及び粗大ごみの組成

区 分	ご み 質		
	不燃ごみ	粗大ごみ	可燃粗大ごみ
金属類	60%	30%	—
ガラス類	10%	—	—
がれき類	15%	25%	—
プラスチック類	5%	10%	30%
可燃物	5%	20%	70%
その他	5%	15%	—

表25 不燃ごみ及び粗大ごみの性状

鉄	30%
アルミ	5%
プラスチック	10%
可燃物	20%
不燃物	35%
単位体積重量	50～240（平均100）kg/m ³

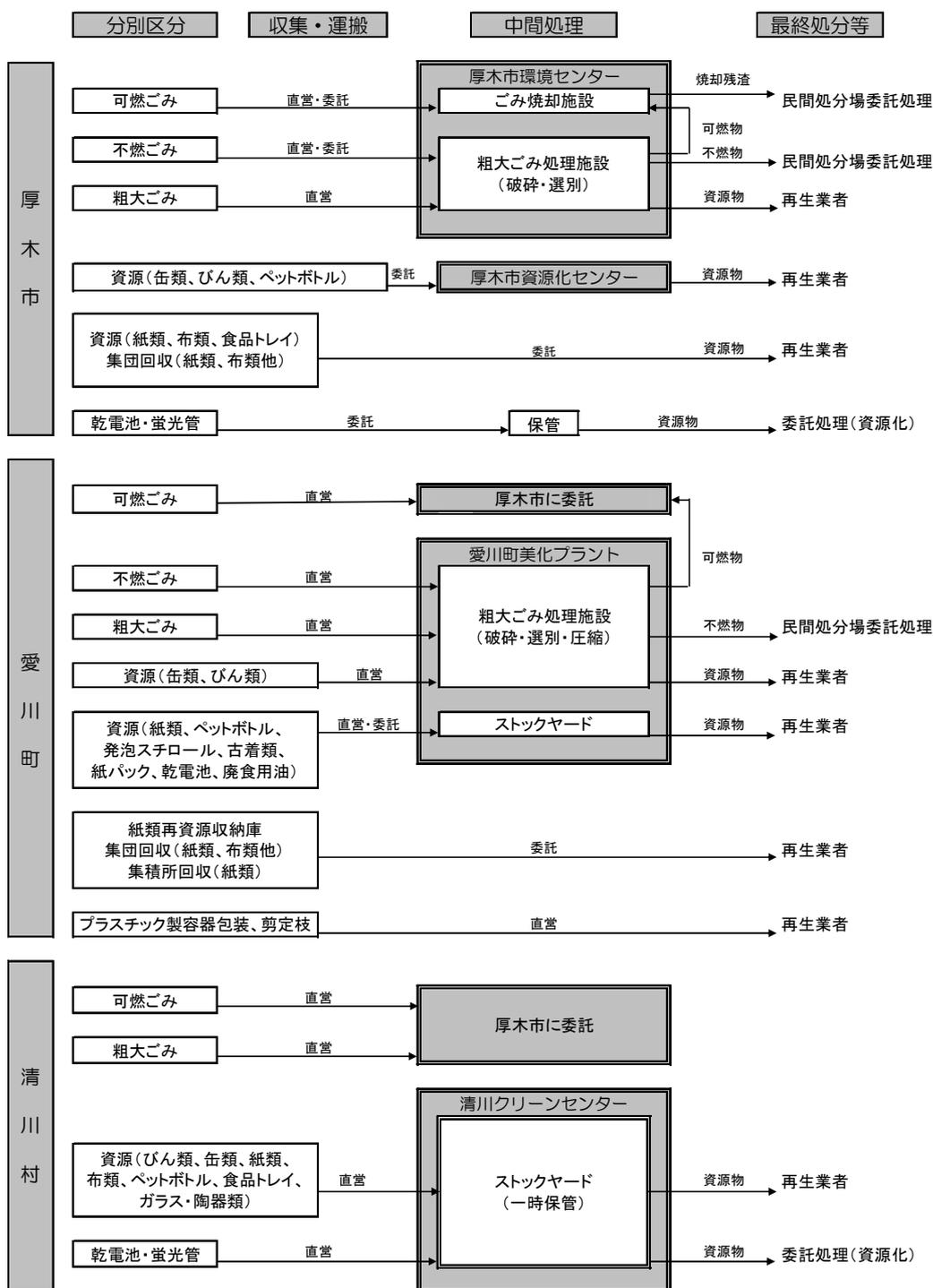
◆ 第4節 ごみ処理体制の現状と課題

1 ごみ処理体制の現状

(1) ごみ処理体制

構成市町村におけるごみ処理体制を図22に示します。

図22 ごみ処理体制の現状（平成25年度）



(2) ごみの分別・収集

構成市町村におけるごみの分別及び収集の体制を表26に示します。

表26 ごみの分別及び収集の現状（平成25年度）

区分		市町村	厚木市	愛川町	清川村
ごみ分別・収集体制	可燃ごみ	収集回数	2回/週	2回/週	2回/週
		収集方法	ごみ集積所	ごみ集積所	ごみ集積所
	不燃ごみ	収集回数	1回/週	隔週1回（2～3回/月）	1回/月 ^{*1}
		収集方法	ごみ集積所	ごみ集積所	ごみ集積所
	資源ごみ	収集回数	2回/週	（資源A・B） 隔週1回（2～3回/月） （資源C） [プラスチック製容器包装] 1回/週	月8回（隔週）
		収集方法	ごみ集積所	ごみ集積所 直接持込（廃食用油）	ごみ集積所
		収集対象	紙類、布類、缶類、びん類 ペットボトル、廃食用油 乾電池、蛍光管・電球 温度計・体温計 プラスチック製容器包装	（資源A） ビン、紙類、紙パック、不燃ごみ、 乾電池、発泡スチロール （資源B） 缶、ペットボトル、古着類 （資源C） プラスチック製容器包装、廃食用油	カン類、ビン類、剪定枝 ペットボトル、古紙・古着 廃食用油、 プラスチック製容器包装 （週1回収集）
	粗大ごみ	収集回数	随時	1回/週	1回/月 ^{*2}
		収集方法	戸別収集	戸別収集	ごみ集積所
	剪定枝	収集回数	随時	隔週1回（2～3回/月）	2回/月
		収集方法	戸別収集	ごみ集積所	ごみ集積所
	集団回収	回収資源物	—	紙類 布類 金属類 ビン類	—

※1 清川村では、不燃ごみを「ガラス・陶器類」に区分し、集積所で分別回収しています。

※2 清川村では、乾電池を粗大ごみ収集日に集積所で分別回収しています。

(3) ごみ処理施設の状況

構成市町村におけるごみ処理施設の状況を表27、処理施設の位置を図23に示します。

表27 現在のごみ処理施設の状況（平成26年度）

番号	市町村名	施設名	処理する廃棄物	処理能力	所在地	稼働年月	備考
【ごみ焼却施設】							
1	厚木市	厚木市環境センター	可燃ごみ	327t	厚木市金田1641-1	S62.12	
2	愛川町	愛川町美化プラント	可燃ごみ	56t	愛川町三増1656-2	H2.4	休止
3	清川村	清川クリーンセンター	可燃ごみ	10t	清川村宮ヶ瀬164-9	S61.4	休止
【粗大ごみ処理施設】							
4	厚木市	厚木市環境センター	粗大ごみ、金属類	50t	厚木市金田1641-1	S62.12	
5	愛川町	愛川町美化プラント	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	15t	愛川町三増1656-2	H2.4	
6	清川村	清川クリーンセンター	不燃ごみ、資源ごみ	2t	清川村宮ヶ瀬164-9	S61.4	休止
【粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設】							
7	厚木市	厚木市資源化センター	缶、びん、ペットボトル 廃食用油	28.8t	厚木市上古沢1013	H12.5	

注) 清川村 清川クリーンセンター 平成9年5月から焼却処理休止
 平成13年4月から不燃ごみ処理休止
 平成27年4月から資源ごみ処理休止
 愛川町 愛川町美化プラント 平成20年7月から能力増強、平成25年3月に焼却処理休止
 厚木市 厚木市資源化センター 平成21年4月から能力増強

2 ごみ処理の課題の整理と広域化

(1) ごみ処理の課題

ア ごみ減量化・資源化の推進

厚木愛甲ブロックでは、ごみの発生量は平成 15 年をピークに減少傾向になっておりますが、平成 25 年度実績における排出原単位では 936.8 g/人・日であり、神奈川県の実績 906 g/人・日よりも高い状況にあり、ごみ処理経費の縮減を図るためにも更なる発生抑制に取り組む必要があります。

また、資源化については、構成市町村において紙ごみの資源化施策を推進した結果、その成果として可燃ごみの減量化が進んでいますが、ごみ質調査結果の平均値では依然として可燃ごみの 52.0%を紙類が占めており、新たなごみ中間処理施設を適正な規模で整備するために、更に紙ごみの資源回収に取り組むとともに厨芥類や廃プラスチック、木・竹類などの新たな資源回収品目の設定を進める必要があります。

さらに、資源の回収を促進するために、資源ごみ集積所の見直しや収集回数について検討する必要があります。

イ 中間処理施設(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理(破碎)施設)の更新

構成市町村の中間処理施設の状況をみると、厚木市環境センターは、稼働後 28 年を経過しています。

また、清川クリーンセンターは、平成 9 年 5 月にダイオキシン類の排出規制により稼働を休止し、さらに、愛川町美化プラントについては施設の老朽化に伴い平成 25 年 4 月から、ごみ処理を厚木市環境センターに委託しています。

このような状況を踏まえ、構成市町村ともに新たな施設整備の必要がありますが、整備に当たってはごみ処理広域化のスケールメリット*を生かし、施設整備費の縮減と国の交付金の確保を図る必要があります。

ウ 最終処分場施設の整備について

現在、構成市町村は、ともにごみ焼却施設から発生する焼却残渣等を処分する最終処分場を有していないことから、県外の民間処分場に埋立処分を委託しており、これまでの計画では、最終処分場を整備し、新たな中間処理施設から排出される溶融スラグ等を埋め立てる計画でありました。

しかしながら、近年、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、資源化する技術が確立されていることから、埋立処分は行わず、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととしたため、最終処分場施設の整備については、行わないことといたします。

* スケールメリット

：スケールメリットとは規模を大きくすることで得られる経済性の効果や利益のこと。一例として、小口の注文よりも大口の注文の方が、コストが下がることが挙げられる。

そのため、焼却残渣等の資源化に関わる民間事業者の運営状況については、今後常に把握する必要があります。

エ ごみ処理経費の削減

厚木愛甲ブロックにおけるごみ処理経費につきましては、ほぼ横ばいで推移をしていますが、更にごみの発生抑制を行い、ごみ処理広域化によるスケールメリットを生かした中間処理、資源化に係わる経費の削減を図る必要があります。

また、新たな中間処理施設の整備、灰資源化の民間委託には多額の経費を要することになりますが、構成市町村がごみの減量化、資源化を更に進めることにより、中間処理施設の規模の縮小を図るなど事業費の縮減に努める必要があります。

オ 分別収集品目の統一

現状における構成市町村間の分別収集品目には大きな相違が生じてはおりませんが、ごみ処理広域化を進めるに当たり、構成市町村間で不公平感のない効率の良いごみ処理を行うために分別収集品目の統一を進めることといたします。

カ 環境保全への対応

ダイオキシン類の発生抑制につきましては、これまでも構成市町村において最重要項目として実施してきましたが、新たな施設整備に当たってもダイオキシン類等の有害物質の排出をより一層抑制するために、周辺環境や地域住民の生活環境に配慮した最新技術の採用を積極的に検討してまいります。

また、新たな中間処理施設の稼働までは、厚木市環境センターにおいて広域処理を行ってまいります。これまでと同様に環境保全や安全性に対し、最大の努力をしてまいります。

(2) ごみ処理広域化

構成市町村は、このような共通の課題の解決に取り組むとともに、平成10年3月に神奈川県が策定した広域化計画に基づき、広域による一般廃棄物（ごみ）の共同処理に向け連携を図り、併せて組合とともに環境に配慮した適正な中間処理施設の整備を進めてまいります。

新たな施設稼働後の構成市町村と組合の役割分担は、構成市町村がごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発活動を行い、組合は可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分（資源化）を行います。

第 4 章

広域化の基本方針



◆ 第1節 ごみの発生抑制に係る方針

環境負荷の少ない循環型社会を実現していくためには、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働してごみ問題に取り組んでいく必要があります。

共通の取組として、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、不用品の再使用（Reuse：リユース）、ごみの再生利用（Recycle：リサイクル）という「3R*」を重点におき、組合及び構成市町村がより確実に衛生問題や環境問題を克服し、適正に一般廃棄物を処理する体制を確保するとともに、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処分に関する施策を充実・展開していきます。

このような循環型社会を構築するために、住民は、ごみの発生抑制から分別によるリサイクルまでを日常の取組として認識し、ごみの減量化に努めていただきます。

事業者は、排出者責任と拡大生産者責任の実践を強く認識し、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任において適正に処理するとともに、取り扱う材料や製品などの処理方法まで見通した開発・販売に努めていただきます。

行政機関は、自らの事務・事業に伴って発生するごみの減量化・資源化に努めるとともに、住民や事業者が「3R」に取り組みやすい環境整備に努めるものとします。

◆ 第2節 リサイクルに係る方針

構成市町村は、広域化基本計画で掲げたとおり、可燃ごみの中から「厨芥類」、「紙ごみ」の削減を引き続き推進していきますが、新たに「木・竹類」及び「廃プラスチック」の資源化に努めることとし、減量化・資源化の目標達成に努めます。

また、資源回収については、回収方法の見直しや資源回収所の増設などを行い、資源ごみの回収率を高めるとともに、新たに資源化の可能性のある品目についても積極的な取組を検討していきます。

さらに、新たな中間処理施設稼働後、組合は焼却残渣等の全量資源化に努めてまいります。

* 3R

：「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse＝再使用）」、「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

◆ 第3節 収集及び運搬に係る方針

収集及び運搬は、広域化基本計画で定めたとおり、今後も構成市町村で引き続き行うこととします。

◆ 第4節 ごみ処理及び処分に係る方針

広域処理開始までのごみ処理及び処分については、引き続き現状の体制で実施しますが、広域処理開始後において、資源ごみの資源化については構成市町村ごとに行い、厚木市環境センターでは構成市町村から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び構成市町村の資源ごみの選別残渣の中間処理を行い、最終処分については新たな中間処理施設が稼働するまでは現状と同様に県外の民間最終処分場に委託処理いたします。

現在、最終処分場については、構成市町村とも搬入可能な施設を所有しておらず、県外の民間最終処分場に委託処理していることから、最終処分量の減量化に努めるものとします。

また、新たな中間処理施設稼働後においては、ごみの減量化、資源化に努めるとともに、焼却残渣等の全量資源化に努めてまいります。

◆ 第5節 余熱利用に係る方針

厚木市環境センターの余熱利用については、施設内及びふれあいプラザ（プール及び入浴施設）で引き続き利用してまいります。

新たな中間処理施設は、広域化基本計画で掲げたとおり、サーマルリサイクル*の観点から積極的に余熱を回収して発電を行い、施設内で利用することを優先します。

なお、余剰の電力は、電力会社への販売など効率的な活用方法を検討していきます。

* サーマルリサイクル

：廃棄物を焼却処理し、その焼却熱をエネルギーとして利用すること。一般の可燃ごみや廃プラスチックの焼却熱で沸かした温水や蒸気の利用が進められている。

◆ 第6節 施設整備に係る方針

1 中間処理施設

新たな中間処理施設は、環境負荷の低減、資源循環性及び経済性を踏まえ、焼却灰を溶融処理するための施設は設置せず、民間事業者の活用により焼却灰を資源化する方針といたします。

また、大規模災害が発生しても稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、構成市町村の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた防災拠点となる施設といたします。

施設整備の基本方針は次のとおりです。

- ・環境にやさしい施設
- ・安全に配慮した施設
- ・安定稼働に優れた施設
- ・処理性能に優れた施設
- ・資源循環・エネルギー利用に優れた施設
- ・経済性に優れた施設
- ・周辺環境と調和する施設
- ・住民に愛される施設
- ・地域の防災拠点となる施設

2 最終処分場

近年、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、資源化する技術が確立されていることから、埋立処分は行わず、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととしたため、最終処分場施設の整備については、行わないことといたします。

第 5 章

減量化・資源化に係る計画

◆ 第1節 ごみの減量化及び資源化の目標

構成市町村におけるごみの減量化及び資源化の目標は次のとおりです。

厚木市

減量化目標：平成32年度までに平成14年度比30%を削減
(家庭系ごみ、事業系ごみ)

資源化目標：平成32年度までに平成14年度比40%を資源化
(家庭系ごみ)

愛川町

減量化目標：平成22年度における原単位952.3g/人・日を基準として
平成29年度に、924.6g/人・日以下(約3%減)
平成34年度に、904.9g/人・日以下(約5%減)

資源化目標：平成22年度における資源化率20.5%を基準として
平成29年度に、26.5%(約6.0ポイント増)
平成34年度に、27.2%(約6.7ポイント増)

清川村

減量化目標：平成30年度までに平成10年度比16%を削減

資源化目標：平成30年度までにごみ排出量の40%を資源化

◆ 第2節 目標達成のための施策

1 ごみ有料化の検討

事業系一般廃棄物の施設への搬入に係る処理手数料については、構成市町村のうち厚木市と愛川町では平成25年4月に改定を行っています。清川村では、平成21年10月より事業系可燃ごみの適正処理を推進するため、排出方法をごみ集積所、清川クリーンセンターへの持ち込み及び個別回収の3方法とし、事業者との契約によりそれぞれの手数を定めています。

また、粗大ごみの処理手数料については厚木市では、平成25年4月から、特定粗大ごみを新設し、厚木市環境センターへ持ち込む場合と戸別収集する場合の手数をそれぞれ改定しました。愛川町では、愛川町美化プラントへ持ち込む場合と戸別収集する場合の、それぞれにおいて料金を徴収しています。清川村では、有料化に向けた検討をします。

2 環境教育・普及啓発・助成

構成市町村では、ごみ対策協議会等を設置し、減量化・資源化に関する講習会等を開催するとともに、行政職員による出前講座等を開催し、ごみ処理に関する普及啓発に取り組んでいます。

また、教育委員会、NPOなどと連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習のカリキュラムの作成を検討するとともに、ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会の開催、ごみ処理量や経費に関する情報公開などを広報紙やホームページ、パンフレットなどで行っています。

なお、組合でもホームページや構成市町村の広報紙を活用するとともに、市町村民の代表による懇談会を実施するなど、情報公開や普及啓発を行っています。

さらに、ごみ減量化を推進するために現在実施している集団回収やコンポスト機器等の利用促進を図ります。

3 マイバッグキャンペーン

厚木市と厚木市ごみ対策協議会では、レジ袋の使用を抑制するため、市民にマイバッグの持参を奨励しています。

愛川町では、イベント時やホームページ等を利用して、マイバッグ持参の啓発に努めています。

4 エコショップの活用

厚木市では、ごみ減量の一環として、市民のごみ減量に対する意識の啓発、限りある資源の確保及び節約を目的とし、商品の適正包装等に積極的に取り組んでいる店舗を「厚木市スリムストアー」として認定するとともに、市民へのPR効果について認識を深め、同制度への参加事業者の拡充を図っています。

次のいずれかの事業を行っている店舗を認定しています。

- ◆ 適正包装の推進
- ◆ 商品のはかり売りの推進
- ◆ 買い物袋持参の奨励
- ◆ 詰め替え用商品の販売奨励
- ◆ 資源となる牛乳パック、食品トレー、空き缶及び空きびん等の積極的な回収
- ◆ 消費者又は従業員に対するごみの減量化及び資源化の意識啓発の推進
- ◆ リサイクル商品の販売促進
- ◆ その他ごみの減量化及び資源化に関する事業

なお、愛川町及び清川村においても、実施に向けて検討を行います。

5 紙類削減の取組強化

厚木市では、可燃ごみ中の紙類削減の取組強化を図るための施策として、紙ごみゼロ運動を実施しています。

紙類削減のための実施事業は以下のとおりです。

- ◆ 紙ごみゼロ運動啓発事業
紙ごみゼロ運動の普及促進を図ることを目的に、イベント等において啓発チラシを配布しています。
- ◆ 紙資源物回収袋事業
ごみとして排出されやすい包装紙、ハガキなど雑紙（ミックスペーパー）の資源化を促進することを目的として、平成18年度においては「紙資源物回収袋」を市民に約139,000枚配布しています。
平成19年度においては、繰り返し使用できる「紙資源物回収箱」に変更し、市民に約71,000個を配布するとともに、排出の際にはビニール袋による排出も可能としました。また、シュレッダーで裁断した紙類の回収・資源化も図ります。
- ◆ 個人情報紙資源回収事業
氏名や住所などの個人情報が記載されていることにより資源の日に排出することができない個人情報紙の資源化を目的として、地区公民館などにシュレッダーを設置し資源として回収しています。さらに、厚木市は、「生ごみダイエットと雑がみの資源化で、1人1日★卵1個分★の減量を目指そう!!」のキャッチフレー

ズで、雑紙の資源化の推進を図っています。

また、愛川町では、地域の紙類資源化の取組として、各地域の公園などに設置されている「紙類再資源化収納庫」による集団回収を実施しており、新聞、雑誌、段ボール及び雑古紙の資源化の向上を図り、更に平成18年度から紙類のごみ集積所での回収を開始し、住民の方が紙類の分別を行いやすい環境を整え、資源化の向上に努めています。

清川村では、平成15年度から雑紙（ミックスペーパー）の紙袋によるごみ集積所での回収を開始しました。また、平成18年度には雑紙回収袋の全戸配布を行うとともに転入者に対しては、転入手続きの際に配布するなど普及啓発に努めています。

なお、構成市町村では、今後も紙類削減を図るため、チラシの配布、戸別訪問などの啓発活動による分別の徹底、紙資源物の回収の促進を図ります。

6 厨芥類削減の取組強化

構成市町村では、可燃ごみ中の厨芥類削減の取組強化を図るため、コンポスト機器の機能やその利用状況について調査し、従来からの購入費補助制度の在り方を再検討するとともに、利用者講習会の開催など、家庭での厨芥類の堆肥化を推進しています。また、削減の取組を家庭の台所から始めてもらうため、食品の計画購入、エコクッキング*や食べ残しを極力減らすことなどにより、生ごみそのものを減らすとともに、生ごみが多く水分を含んでいることから、家庭での水切り、乾燥などの積極的な取組を広報紙、ホームページ及びチラシの戸別配布などによって啓発します。

厚木市では、「生ごみダイエットと雑がみの資源化で、1人1日★卵1個分★の減量を目指そう!!」のキャッチフレーズで、生ごみの減量化の推進を図っています。

さらに、平成23年1月より家庭から排出される廃食用油（てんぷら油など）の資源回収を行い、家畜用の飼料、インク、塗料、石鹼、バイオディーゼル燃料*などに資源化しております。

愛川町では、生ごみ処理機などの購入者に、購入費の一部の助成を行っています。また、平成24年10月から廃食用油の資源回収を始めました。

清川村では、コンポストモニタリング事業と電動式生ごみ処理機購入費助成を行っています。

* エコクッキング

：食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

* バイオディーゼル燃料

：ディーゼル機関用のバイオマス由来の燃料のことで、菜種油等のバージンオイルの他、てんぷら油などの廃食用油より製造される。軽油を燃焼させるより二酸化炭素排出量が少なく、廃食用油を利用する場合には水質汚濁防止にもつながる。

さらに、平成24年4月より家庭から排出される廃食用油（てんぷら油など）の資源回収を開始しました。

7 剪定枝の資源化の推進

厚木市では、平成21年6月から家庭から出る剪定枝等を資源としてリサイクルするために、無料で戸別回収を行っており、回収後は、資源化施設でたい肥化しています。

愛川町では、平成24年10月からごみ集積所に出された剪定枝等は、焼却処理せずリサイクルをしています。また、植木剪定枝破砕機の貸出事業も行っています。

清川村では、平成22年7月から剪定枝の収集を月2回に増やしました。また、平成18年度から剪定枝破砕機を利用し希望者に対する剪定枝チップ化処理を行っています。

今後も、構成市町村において剪定枝の排出抑制、資源化の取組強化を図ります。

8 ごみ削減を推進するためのシステムづくり

構成市町村では、市町村ごとに資源ごみの分別区分が異なることから、ごみ処理広域化に合わせ分別区分の統一化を図るとともに、以下の項目を協議し、ごみ削減のシステムづくりを推進します。なお、愛川町では平成24年10月に分別区分の変更を行いました。

◆ 新たな資源回収品目の検討

ごみの削減を推進するため、新たな資源回収品目を検討します。

◆ 「資源の日」の拡充

資源収集日の増加を図り、資源ごみの出しやすい環境づくりに努めます。

◆ ごみ集積所における資源収集方法の研究

ごみ集積所における資源収集方法の研究をし、減量化・資源化がしやすい環境づくりに努めます。

◆ 地域の拠点を中心とした取組体制

公民館、集会所、公共施設及び支所等の活用を図り、地域住民、ボランティア、NPOと連携し、地域に根ざしたきめ細かなごみ削減の取組体制を整備し、地域の実情に合ったごみ削減の取組を展開します。

◆ 地区における推進委員会の設置

地域の拠点を中心とした取組体制を充実させるとともに、各地区住民によるごみ削減のための推進委員会を組織し、住民自らのアイデアを活かした取組を推進します。

9 事業系一般廃棄物の対応

厚木市では、平成25年度から、年間36トン以上の事業系一般廃棄物を排出している事業所を「多量排出事業者」とし、廃棄物の減量化、資源化を推進するため、事業所等から排出される一般廃棄物の種類、量、処理方法などについて、前年度実績と当年度の計画を記載した「事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」の提出を義務付けるため、規則の改正を行いました。また、厚木市環境センターに持ち込まれる事業系一般廃棄物の中に、再生可能な紙類が多く含まれているため、搬入を段階的に規制し、紙類のリサイクルを推進しています。さらに、市内全域の事業者に対して、事業系ごみの不適正排出に関する訪問指導等を随時実施しています。

愛川町では、事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等の計画策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるように制度の検討を行うこととしています。

清川村では、事業系可燃ごみの適正処理を推進するため、平成21年10月から事業系可燃ごみは3つの排出方法を契約時に決め、有料で処理を行っています。また、事業系の資源ごみは、家庭系資源ごみと同時に収集を行っています。

構成市町村は、引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進します。

第 6 章

収集・運搬に係る計画

◆ 第1節 収集区域の範囲

計画収集区域は、表28のとおりとします。

収集・運搬は、今後も構成市町村で引き続き実施する計画です。

表28 対象地域の内訳

市町村名	厚木市	愛川町	清川村	計
面積 (km ²)	93.83	34.29	71.29	199.41
人口 (人)	224,954	40,954	3,309	269,217

(平成25年10月1日現在)

※1 神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」による

◆ 第2節 分別収集への対応

構成市町村の分別収集の現状を踏まえ、広域としてごみ処理を効率良く行うために、収集回数、収集曜日、収集方法、収集対象物（資源ごみ、粗大ごみなど）や直接搬入物などの検討を行います。なお、現状では、家庭系ごみの分別区分が最も細分化されている厚木市を参考に、愛川町、清川村の実情を踏まえ、極力統一を図るものとします。これを表29に示します。

表29 厚木市の分別区分の現状（平成26年度）

区分		市町村	厚木市
ごみ分別・収集体制	可燃ごみ	収集回数	2回/週
		収集方法	ごみ集積所
	不燃ごみ	収集回数	1回/週
		収集方法	ごみ集積所
	資源ごみ	収集回数	2回/週
		収集方法	ごみ集積所
		収集対象	紙類、布類、缶類、びん類、ペットボトル、廃食用油、乾電池、蛍光管・電球、温度計・体温計、プラスチック製容器包装
	粗大ごみ	収集回数	随時
		収集方法	戸別収集
	剪定枝	収集回数	随時
収集方法		戸別収集	

◆ 第3節 収集・運搬の対応

収集・運搬車両の運行に当たっては、安全面を最重要視し、効率性及び振動・騒音に十分留意するとともに、収集したごみの飛散や落下などの防止に努めます。

その対策として、ごみ搬入車両による周辺道路渋滞による騒音・振動防止のため、施設エリア内に十分なごみ搬入車両の待機スペースを確保し、周辺道路で渋滞が生じないように配慮するとともに、施設内においてもごみ搬入車両は、ごみ計量作業、ごみ搬出作業などに時間を要することから、待機中にはアイドリングストップの励行により、騒音や振動の発生抑制に努めてまいります。

また、収集運搬ルート分散計画及び車両交通量のピークを避けた運行計画の立案、低公害車の採用などにより環境面にも配慮した収集・運搬体制を検討します。

◆ 第4節 事業系ごみの対応

事業系ごみについては、事業者の責任を明確にし、ごみの発生抑制・資源化に努めていただくとともに、運搬については、事業者自らが行うものとし、自ら運搬が不可能な場合は、自己責任において適正な業者に委託するよう指導します。

なお、直接搬入ごみについては、産業廃棄物や処理困難物の混入を防止するため、検査体制の確立、指導の徹底、監視の強化を行います。

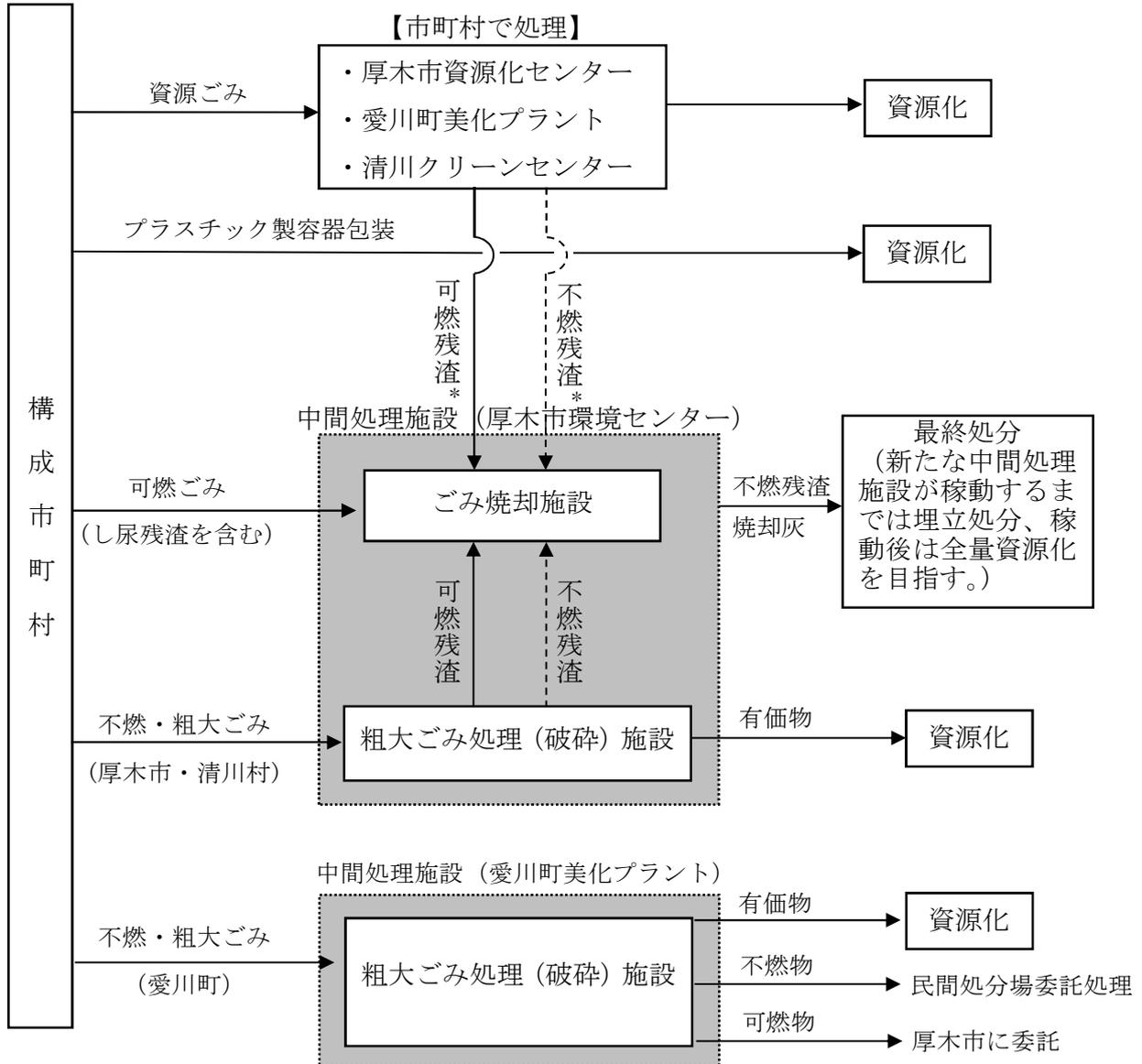
第 7 章

中間処理・最終処分に係る計画

◆ 第1節 ごみ処理及び処分方法

現在のごみ処理及び処分方法を図24に示します。

図24 現在のごみ処理及び処分方法（平成27年度）



※ 市町村の資源化施設や組合の粗大ごみ処理（破碎）施設から排出される不燃ごみについては、性質に応じた処理を行います。

* 可燃残渣

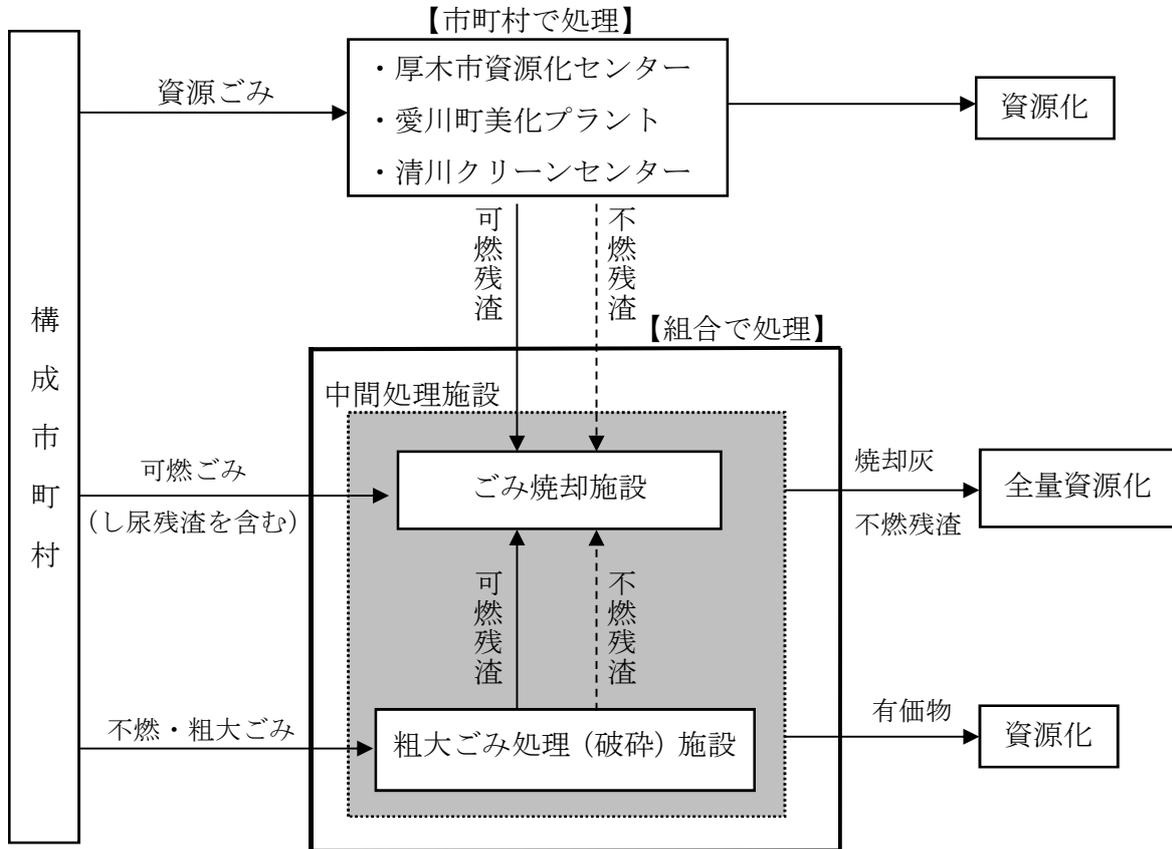
：構成市町村の資源化施設や粗大ごみ処理（破碎）施設から処理後に発生する可燃系の残渣。

* 不燃残渣

：主に不燃ごみ、粗大ごみを処理した後に発生する残渣で、可燃物、資源物以外のもの。

新たな中間処理施設稼働後のごみ処理及び処分方法を図25に示します。

図25 新たな中間処理施設稼働後のごみ処理及び処分方法



◆ 第2節 中間処理・最終処分に係る計画

1 焼却対象ごみ

平成25年度から厚木市環境センターにおいて共同処理を開始したごみは、構成市町村から発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ（一部処理したものも含む）及び構成市町村で処理選別後に発生する可燃残渣並びに厚木市衛生プラントから発生するし尿残渣です。

新たな中間処理施設で処理するごみは、構成市町村から発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び構成市町村で処理選別後に発生する可燃残渣並びに厚木市衛生プラントから発生するし尿残渣とします。

なお、産業廃棄物については、受入れしないこととします。

2 不燃ごみ・粗大ごみ

構成市町村から発生する不燃ごみ及び粗大ごみ（一部処理したものを含む）は、平成25年度から厚木市環境センターにおいて一部共同処理を開始していますが、新たな中間処理施設である粗大ごみ処理（破碎）施設稼働後は当該施設において全てを処理する計画とします。

また、処理した後に発生する資源物は資源再生業者へ有価物として搬出し、残渣はごみ焼却施設で焼却することとします。

3 最終処分（資源化）

近年、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣等については、資源化する技術が確立されていることから、循環型社会の構築の趣旨に基づき民間事業者の活用により全量資源化を目指すこととします。

4 灰の資源化の手法について

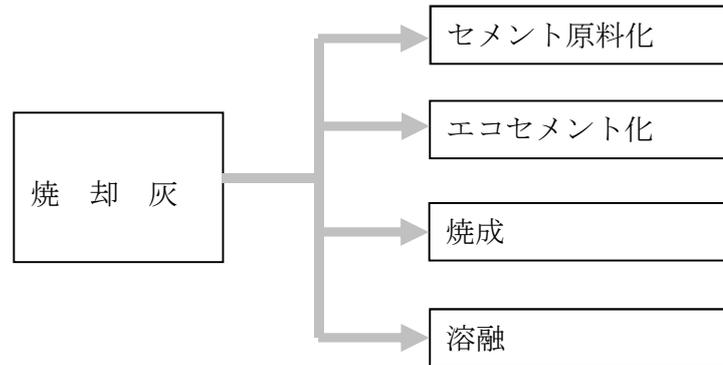
灰の資源化の手法については、普通ポルトランドセメント*（JIS R5210）の原料として使う「セメント原料化」、エコセメント（JIS R5214）の原料として使う「エコセメント化」、人工砂を製造する「焼成」、スラグやメタルを製造する「熔融」などがあります。

* 普通ポルトランドセメント

：土木・建築構造物の建設用として、全国どこでも入手できるもっとも汎用性の高いセメントです。また、袋物の入手も容易なことから、小規模工事や左官用モルタルとしても使われています。

なお、資源化に当たっては、災害や資源化事業者の倒産など不測の事態に対応できるよう、委託先の地域を分散させることや複数の資源化手法を用いることを検討いたします。

図 26 焼却灰直接資源化のフロー



(1) セメント原料化

セメント原料化とは、焼却灰を既存のセメント製造プロセスを使用して、焼却灰を原料の一部として製品化するものです。一般にセメントとはポルトランドセメント（JIS R5210）を意味し、特に普通ポルトランドセメントを指します。なお、一般に 1,000 kg のセメント製造に必要な原料は、おおよそ石灰石 1,100kg、粘土 200kg、その他原料 100～200kg で、焼却灰は主に粘土原料の代替として利用することができます。

この方法は、焼却主灰及び飛灰の原料化も可能で、飛灰の場合は、ダイオキシン類の処理をした後に原料化していることが多いようです。

(2) エコセメント化

エコセメントは、製品 1,000 kg につき焼却灰を乾燥ベースで 500kg 以上使用して作られるセメントであり、平成 14 年 7 月に JIS R5214 として規格が制定され、普通エコセメントと速硬エコセメントに分類されます。

普通エコセメントは普通ポルトランドセメントに類似する性質を持つセメントであり、無筋及び鉄筋コンクリートに利用され、速硬エコセメントは早期強度の発現性を生かした無筋コンクリートに利用されます。

なお、セメント製造の過程で 1,350℃ で焼成するため、ダイオキシン類は、分解されます。

(3) 焼成

焼成とは一般に焼結を目的とした加熱処理であり、焼結とは固体粉末の集合体を融点よりも低い温度（焼却灰の場合 1,000～1,100℃）で加熱すると固まって焼結体と呼ばれる緻密な物体になる現象を言います。

焼成された焼成灰は、透水性レンガ等として利用が可能で土木工事用の資材として利用されます。また、セメントと混合して人工砂となり下層路盤材（RC-40）等に利用されます。

(4) 溶融

溶融とは、燃焼熱や電気から得られたエネルギー等により、焼却灰等の廃棄物を加熱し、概ね1,200℃以上の高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させるとともに、無機物を溶融した後に冷却してガラス質の溶融スラグとする技術であり、重金属の溶出防止及びダイオキシン類の分解・削減に極めて有効です。

平成18年にコンクリート用及び道路用の骨材として溶融スラグのJIS企画が制定されました。

溶融したスラグは、水に入れて急冷することで（水砕）細骨材状にし、さらに摩砕により、粒子を均一にして利用します。

利用用途は、アスファルトやコンクリート（二次）製品に混入することが多く、身近な例では、コンクリート製のU型側溝やその蓋、歩道と車道の境界を示すブロックなどがあります。

第 8 章

施設の配置・整備計画

◆ 第1節 施設の種類及び処理方式・形態

1 中間処理施設

(1) ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）

新たな中間処理施設の整備を行うに当たっては、3.11東日本大震災の経験から国が示した、「廃棄物処理施設整備計画（H25.5）」、「災害廃棄物対策指針（H26.3）」に基づき、大規模災害が発生しても稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、構成市町村の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた防災拠点となるような災害に強い施設を計画します。

また、一般廃棄物処理施設建設に当たっての国庫補助については、従来の補助金制度に代わり平成17年度から一般廃棄物の発生抑制・再資源を目指した3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的として、循環型社会形成推進交付金制度が創設されました。

新たな中間処理施設は、循環型社会形成推進交付金制度の高効率ごみ発電施設として位置付けられており、発電効率が17%以上の施設が交付対象とされています。

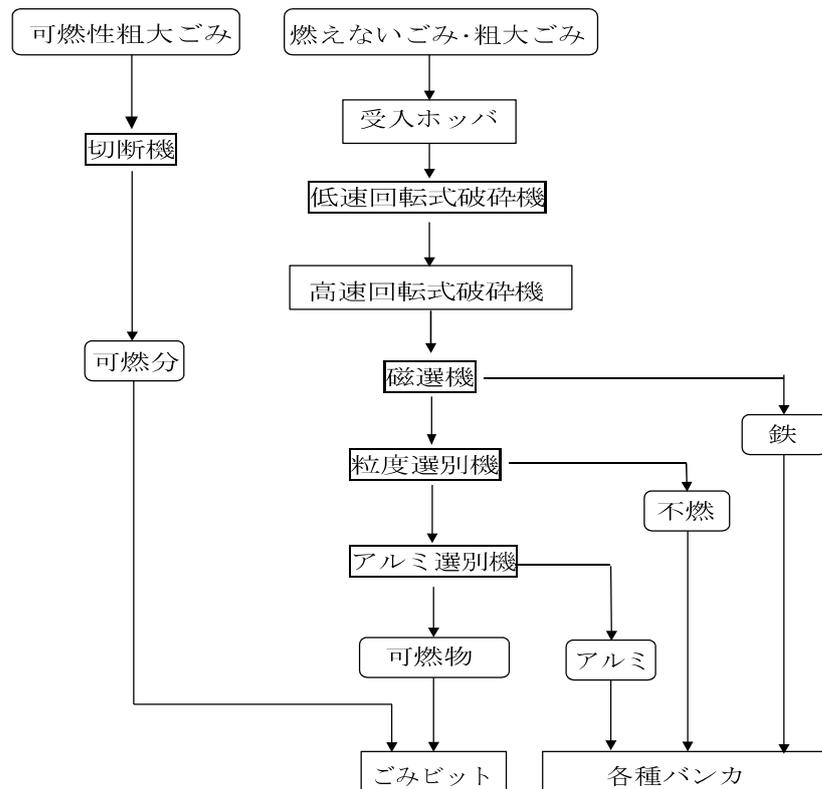
一般廃棄物における高効率ごみ発電施設（焼却）の処理方式については、これまで熔融施設を設置する方向で検討を重ねてまいりましたが、平成25年度から学識経験者、行政機関の職員及び地元住民の代表等により構成する「ごみ中間処理施設整備検討委員会」を組織し、近年におけるごみの焼却技術及び灰資源化技術の進展等を踏まえながら処理技術の比較検討を行った結果、焼却方式は「ストーカ炉＋灰資源化方式」にすることといたしました。

(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設

粗大ごみ処理（破碎）施設における基本処理フローは図27に示すとおりです。

ごみ焼却施設で採用される方式によっては、粗大ごみ処理（破碎）施設の位置付けも変わる場合がありますので、ごみ焼却施設の採用方式に準じて総合的な観点から決定してまいります。

図27 粗大ごみ処理（破碎）施設概略フロー



◆ 第2節 処理区域及び処理能力・規模

1 処理区域

計画処理区域は、計画収集区域（第6章第1節 表28）と同じとします。

2 中間処理施設

(1) ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）

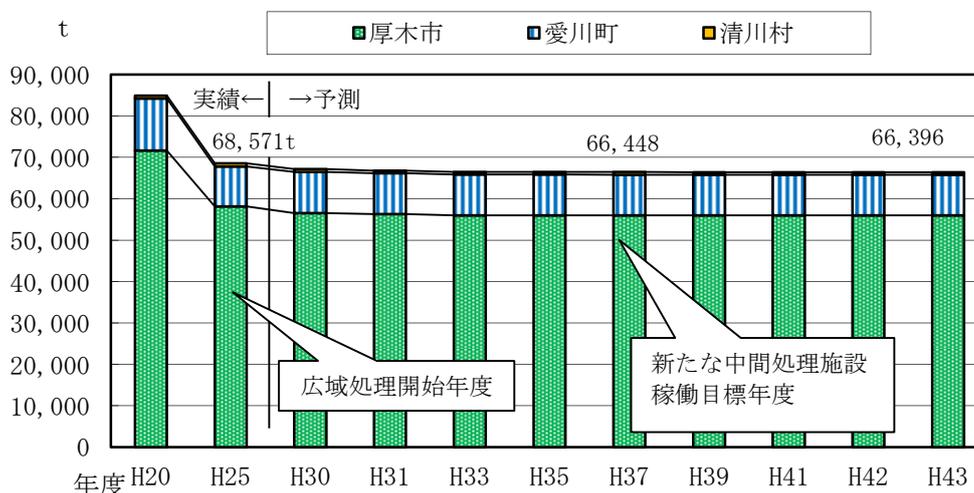
ア 焼却対象量

ごみ焼却施設の焼却対象量の推移を図29に示します。

焼却対象量は、平成23年度以降減少傾向を示し、新たな中間処理施設稼働目標年度である平成37年度で66,448tを焼却対象量と見込みます。施設稼働目標年度から7年間*の内最大となるのは平成37年度の66,448tであり、これを新たなごみ焼却施設の規模を算定する基礎数値とします。

また、新たな中間処理施設の稼働開始から7年後の平成43年度の焼却対象量は66,396tと見込みます。

図29 焼却対象量の推移



* 7年間

：処理規模を決める計画目標年次は、稼働予定年の7年を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等と勘案して定めることとされている。

イ 施設規模

焼却対象量の推移から見込んだ数値を用いて算定した結果は次のとおりです。

ごみ焼却施設規模：273t/日程度

なお、ごみ焼却施設の規模については、構成市町村の一般廃棄物処理基本計画に基づく実績値等を踏まえた上で、一般廃棄物の安定的な処理を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 粗大ごみ処理（破碎）施設

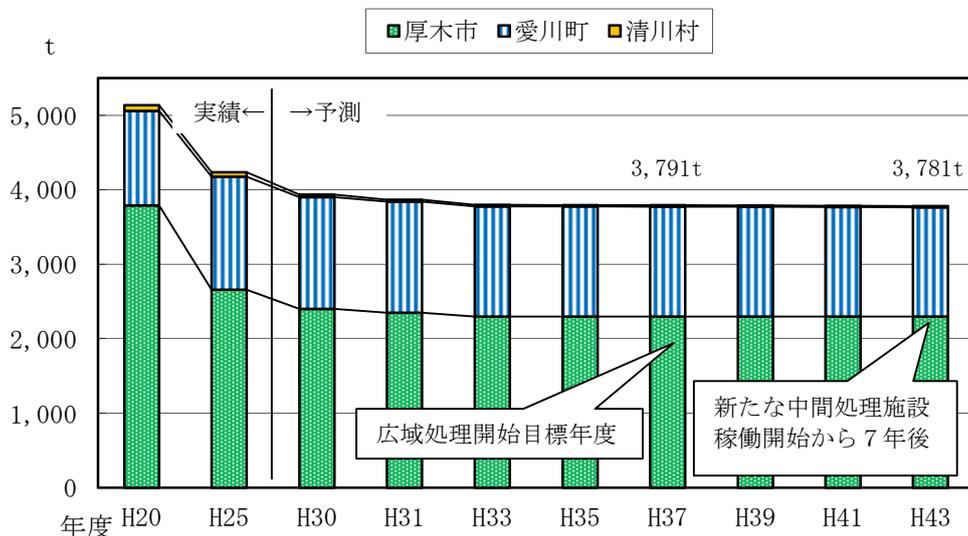
ア 粗大ごみ処理対象量

粗大ごみ処理（破碎）施設での粗大ごみ処理対象量の推移を図30に示します。

粗大ごみ処理対象量は、平成18年度以降減少傾向を示し、広域処理開始目標年度である平成37年度で3,791tを見込みます。広域化処理開始目標年度から7年間の内で最大となるのは平成37年度の3,791tであり、これを新たな粗大ごみ処理施設の規模を決定する基礎数値とします。

また、新たな中間処理施設の稼働開始から7年後の平成43年度の粗大ごみ処理対象量は3,781tと見込みます。

図30 粗大ごみ処理対象量の推移



イ 施設規模

粗大ごみ処理対象量の推移から見込んだ数値を用いて算定した結果は次のとおりです。

粗大ごみ処理（破碎）施設規模：20t/日程度

なお、粗大ごみ処理施設の規模についても、ごみ焼却施設同様に、必要に応じて見直しを行います。

◆ 第3節 広域処理開始時期、新たな施設の整備及び場所

1 広域処理開始時期及び新たな施設の整備時期

新たな中間処理施設は、平成37年度の稼働開始を目標とし、これ以降本格的な広域化を開始します。

2 設置場所

新たな中間処理施設は、広域化基本計画で掲げたとおり、厚木市に配置するものとします。

◆ 第4節 過渡期の対応

厚木市のごみ処理施設については、稼働後28年が経過していることを踏まえ、早急に新たな施設への更新が必要ですが、新たな中間処理施設の稼働開始までは、現状の体制を継続し、厚木市環境センターを利用して構成市町村のごみを広域処理するものとします。

なお、厚木市環境センターについては、厚木市環境センター長寿命化計画に基づき、必要な設備改良を行います。

また、ごみの分別方法が構成市町村で異なることから、家庭系ごみの分別区分が最も細分化されている厚木市を参考に、愛川町、清川村の実情を踏まえ、平成36年度までに極力統一を図るものとします。

さらに、これと並行して、中間処理施設への搬入品目及び資源化品目の統一を図るものとします。

◆ 第5節 新たな施設の整備により期待される効果

1 環境負荷の低減

既存施設である厚木市環境センターは、ダイオキシン類削減のための恒久対策を実施するなど、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに準拠した施設となっているため、排出基準は十分満足していますが、新たな中間処理施設の稼働により、最新のごみ処理技術によるダイオキシン類発生のさらなる防止等が図られ、環境への負荷が低減されるなど大きな効果が期待できます。

2 経費の削減

広域処理による効果として、施設建設時のスケールメリットを生かした経費の削減及び循環型社会形成推進交付金の活用が挙げられます。

広域処理を新たな中間処理施設により対応した場合と各市町村で対応した場合の概算費用の比較を表31、表32に示します。その結果、広域処理により対応することで経費の削減が見込まれます。

(1) 新たな中間処理施設の概要

表 30 新たな中間処理施設の概要

項 目		内 容
事業主体		厚木愛甲環境施設組合
処理対象区域		厚木市・愛川町・清川村
整備する施設の内容		ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設） 粗大ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）
稼働開始目標年度		平成 37 年度
計画目標年次（人口）		平成 37 年度（約 269,323 人）
建設予定地		神奈川県 厚木市金田 1611-イ-1 ほか
敷地面積		5.6ha（施設配置エリア：約 1.8ha）
施設の運営管理方式		DBO方式
計 画 ご み 質	低質ごみ	低位発熱量：5,500kJ/kg 水分：57.7%、灰分：3.9%、可燃分：38.4% 単位体積重量：253.4 kg/m ³
	基準ごみ	低位発熱量：8,600kJ/kg 水分：46.8%、灰分：7.2%、可燃分：46.0% 単位体積重量：192.2kg/m ³
	高質ごみ	低位発熱量：12,100kJ/kg 水分：35.6%、灰分：10.4%、可燃分：54.0% 単位体積重量：130.0kg/m ³
公 害 防 止 基 準	排ガス基準	ばいじん : 0.01g/m ³ N 以下
		硫黄酸化物 : 50ppm 以下
		塩化水素 : 30ppm 以下
		窒素酸化物 : 50ppm 以下
		ダイオキシン類 : 0.05ng-TEQ/m ³ N 以下
		水銀 : 0.05mg/m ³ N 以下
		一酸化炭素 : 30ppm 以下（4時間平均値）
	排水基準	下水道放流基準値以下
	騒音・振動の基準	関係法令等の基準値以下
	臭気基準	10 以下(臭気指数)

項 目		内 容											
ご み み 焼 却 施 設	処理能力	273 t / 日 (年間処理量 : 66,448 t)											
	焼却方式	ストーカ方式											
	炉構成	2 炉											
	ごみピット容量	約 9,950 m ³ (施設規模の7日分、単位容積重量 : 0.1922 t / m ³)											
	煙突の高さ	59m											
	発電効率	17%以上											
	余熱利用	施設内利用の余剰分は、発電及び余熱利用施設への熱供給を行う。											
主要設備の 基本仕様(項目)	<table border="0"> <tr> <td>(1) 受入供給設備</td> <td>(7) 灰出し設備</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃焼設備(焼却方式)</td> <td>(8) 給水設備</td> </tr> <tr> <td>(3) 排ガス冷却設備</td> <td>(9) 排水処理設備</td> </tr> <tr> <td>(4) 排ガス処理設備</td> <td>(10) 受電設備</td> </tr> <tr> <td>(5) 余熱利用設備</td> <td>(11) 計装設備</td> </tr> <tr> <td>(6) 通風設備</td> <td>(12) 雑設備</td> </tr> </table>	(1) 受入供給設備	(7) 灰出し設備	(2) 燃焼設備(焼却方式)	(8) 給水設備	(3) 排ガス冷却設備	(9) 排水処理設備	(4) 排ガス処理設備	(10) 受電設備	(5) 余熱利用設備	(11) 計装設備	(6) 通風設備	(12) 雑設備
(1) 受入供給設備	(7) 灰出し設備												
(2) 燃焼設備(焼却方式)	(8) 給水設備												
(3) 排ガス冷却設備	(9) 排水処理設備												
(4) 排ガス処理設備	(10) 受電設備												
(5) 余熱利用設備	(11) 計装設備												
(6) 通風設備	(12) 雑設備												
粗 大 ご み 処 理 施 設	処理能力	20 t / 日 (年間処理量 : 3,791 t)											
	主要設備の 基本仕様(項目)	<table border="0"> <tr> <td>(1) 受入供給設備</td> <td>(7) 給水設備</td> </tr> <tr> <td>(2) 破碎設備</td> <td>(8) 排水処理設備</td> </tr> <tr> <td>(3) 搬送設備</td> <td>(9) 電気設備</td> </tr> <tr> <td>(4) 選別設備</td> <td>(10) 計装設備</td> </tr> <tr> <td>(5) 貯留搬出設備</td> <td>(11) 雑設備</td> </tr> <tr> <td>(6) 集じん設備</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 受入供給設備	(7) 給水設備	(2) 破碎設備	(8) 排水処理設備	(3) 搬送設備	(9) 電気設備	(4) 選別設備	(10) 計装設備	(5) 貯留搬出設備	(11) 雑設備	(6) 集じん設備
(1) 受入供給設備	(7) 給水設備												
(2) 破碎設備	(8) 排水処理設備												
(3) 搬送設備	(9) 電気設備												
(4) 選別設備	(10) 計装設備												
(5) 貯留搬出設備	(11) 雑設備												
(6) 集じん設備													

(2) 中間処理施設に係る広域化事業と市町村単独事業との比較

ア ごみ焼却施設 (注：平成20年3月試算)

表31 ごみ焼却施設の比較

項目		広域化	市町村単独		
			厚木市	愛川町	清川村
規模		290 t/日	244 t/日	43 t/日	3 t/日
設計・建設費	単価	59,600千円/t	66,000千円/t	71,200千円/t	76,200千円/t
	金額	17,284,000千円	16,104,000千円	3,061,600千円	228,600千円
維持・修繕費等	維持管理費	年間平均見込額	529千円/t		
		20年間費用	3,068,200千円	2,581,520千円	454,940千円
	修繕費	年間平均見込額	1,018千円/t		
		20年間費用	5,904,400千円	4,967,840千円	875,480千円
	運営費	年間平均見込額	745千円/t		
		20年間費用	4,321,000千円	3,635,600千円	640,700千円
	売電料	年間平均見込額	560千円/t		
		20年間費用	▲ 3,248,000千円	▲ 2,732,800千円	▲ 481,600千円
	保険料	年間平均見込額	314千円/t		
		20年間費用	1,821,200千円	1,532,320千円	270,040千円
合計		29,150,800千円	26,088,480千円	4,821,160千円	351,360千円
経済効果		広域化により、2,110,200千円の経費削減が見込める			
建設時の 財源内訳	交付金	5,761,333千円	5,368,000千円	-	-
	市町村負担額	11,522,667千円	10,736,000千円	3,061,600千円	228,600千円
	経済効果	広域化により、2,503,533千円の経費削減が見込める			

- ※1 売電料金の「▲」は収入を意味します。
 2 交付金対象工事は、設計・建設費の100%とします。

イ 粗大ごみ処理（破碎）施設 (注：平成20年3月試算)

表32 粗大ごみ処理（破碎）施設の比較

項目		広域化	市町村単独		
			厚木市	愛川町	清川村
規模		30 t/日	23 t/日	6.5 t/日	0.5 t/日
設計・建設費	単価	74,000千円/t	82,000千円/t	94,000千円/t	94,000千円/t
	金額	2,220,000千円	1,886,000千円	611,000千円	47,000千円
維持・修繕費等	維持管理費	年間平均見込額	914千円/t		
		20年間費用	548,400千円	420,440千円	118,820千円
	修繕費	年間平均見込額	1,029千円/t		
		20年間費用	617,400千円	473,340千円	133,770千円
	運営費	年間平均見込額	1,714千円/t		
		20年間費用	1,028,400千円	788,440千円	222,820千円
合計		4,414,200千円	3,568,220千円	1,086,410千円	83,570千円
経済効果		広域化により、324,000千円の経費削減が見込める			
建設時の 財源内訳	交付金	740,000千円	628,667千円	-	-
	市町村負担額	1,480,000千円	1,257,333千円	611,000千円	47,000千円
	経済効果	広域化により、435,333千円の経費削減が見込める			

- ※1 粗大ごみ処理（破碎）施設は、ごみ焼却施設を併設するため、保険料は見込みません。
 2 交付金対象工事は、設計・建設費の100%とします。

◆ 第6節 事業方式

近年、ごみ処理施設の整備・運営・維持管理における事業方式の選定を全国的に見ると、施設を複数所有する自治体等では、「公設公営方式」及び「公設＋長期包括委託方式」の採用が比較的多く、施設を1つしか所有しない自治体等は、「DBO方式」を採用する傾向が強くなっています。

また、組合が過去に実施したPFI*導入可能性調査では、DBO方式*が最も高い評価となっており、近年の他自治体等の選定状況は、この結果が引き続き反映されているものと判断しました。

これらを踏まえ、新たなごみ中間処理施設の事業方式については、管理運営する施設が1つであるため、複数の施設を運営管理する民間企業のノウハウを活用し「DBO方式」を採用することとします。

なお、組合は、DBO方式に伴い策定する「施設整備・運営事業実施方針」に基づき、地域住民の意見を参考にチェック体制を整備し、施設の運営状況を積極的に情報公開してまいります。

* PFI

: Private Finance Initiative「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

* DBO方式

: Design Build Operate の略称で、公共が主体となり施設を設計し、建設、施設の運転業務、維持管理及び点検をSPC（建設事業者が主体となり設立した特別目的会社）に委託する公設民営方式。資金調達と施設の所有は、公共が担う。

第 9 章

計画推進方策

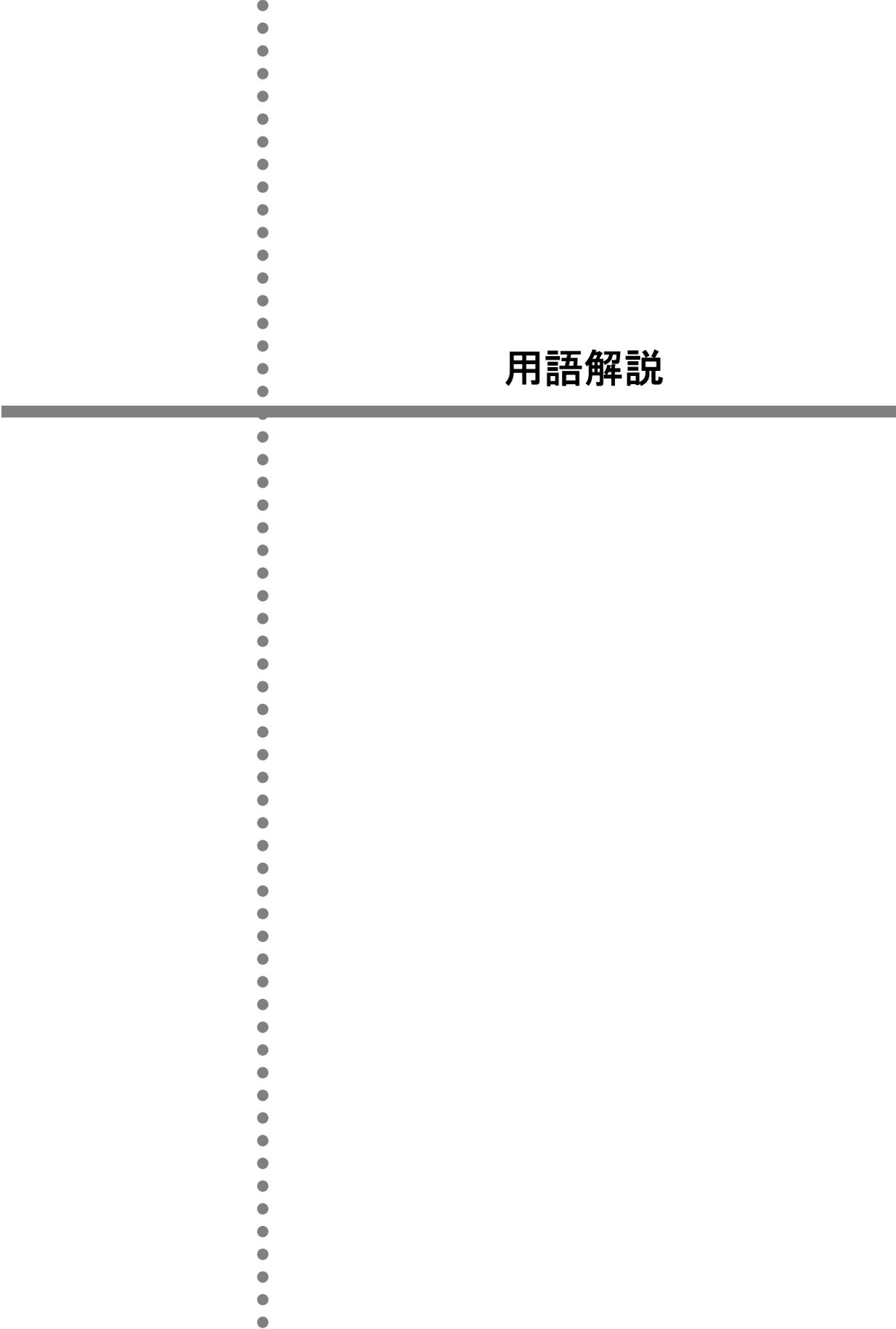
◆ 第1節 費用負担の方法

ごみ処理広域化における構成市町村の費用負担は、ごみ処理量割を基本として進めてまいりましたが、今後も構成市町村との協議・検討を重ねてまいります。

◆ 第2節 計画の進行管理・見直し

広域化実施計画で計画した事項について、進捗状況を把握し、必要に応じ新たな対応を講じていきます。

また、広域化実施計画で掲げた目標が社会情勢の変化等により大きく変化し、実情に合わなくなった場合は、実施事項の達成度や各々取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



用語解説

用語解説

— ア行 —

エコクッキング (P46)

食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

— カ行 —

可燃残渣 (P51)

構成市町村の資源化施設や粗大ごみ処理（破碎）施設から処理後に発生する可燃系の残渣。

基準ごみ (P20)

平均ごみ質ともいう。ごみ焼却施設の計画に際して、焼却炉設備の基本設計値やごみピットの容量を決めるための指標となる。

高質ごみ (P20)

設計最高ごみ質ともいう。ごみ焼却施設の計画に際して、燃焼施設設備の燃焼室等や付帯設備の通風設備、排ガス処理設備等の容量を決めるための指標となる。

ごみ質 (P19)

ごみの物理的あるいは化学的性質の総称であり、通常、三成分（水分、灰分、可燃分をいう。）、単位体積重量、種類別組成、元素組成及び低位発熱量等でその性質を表示したもの。

ごみ発生量 (P16)

排出されるごみのうち、家庭系ごみと事業系ごみを合算したもの。

一 サ行 一

サーマルリサイクル (P40)

廃棄物を焼却処理し、その焼却熱をエネルギーとして利用すること。一般の可燃ごみや廃プラスチックの焼却熱で沸かした温水や蒸気の利用が進められている。

3 R (P39)

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse=再使用)」、「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方にに基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を (1) リデュース (2) リユース (3) リサイクル (4) 熱回収 (サーマルリサイクル) (5) 適正処分と定めています。3 Rに「リフューズ Refuse=ごみになるものを買わない」を加えて「4 R」、さらに「リペア (Repair=修理して使う)」を加えて「5 R」という場合もある。

湿ベース (P19)

乾ベースの数値に水分の率を加算して、生ごみの状態になるように換算したもの。湿りごみとも呼ばれる。

し尿残渣 (P18)

公共下水道で処理されていない各家庭や集合住宅等のくみ取りし尿や浄化槽汚泥は、し尿処理施設で高度処理等されるが、その際に発生した汚泥残渣物のこと。

集団回収 (P11)

町内会、自治会、PTA、子供会等で古紙、缶、びん、布類等の有価物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

種類別組成 (P19)

ごみ質調査において、可燃ごみは、紙布類、厨芥類、ビニール樹脂類、木竹わら類、不燃物、その他等に、不燃ごみは、ガラス類、陶器石類、金属類、その他等に物理的に分類したもの。それ以外にも粗大ごみ、資源ごみなども区分することができる。

スケールメリット (P37)

スケールメリットとは規模を大きくすることで得られる経済性の効果や利益のこと。一例として、小口の注文よりも大口の注文の方が、コストが下がることが挙げられる。

総ごみ発生量 (P11)

ごみ発生量に集団回収量を合算したもの。

— タ行 —

ダイオキシン類 (P 1)

ごみの燃焼過程等において副産物として生成される物質。

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーPCBを含めて、ダイオキシン類と定義されている。

単位体積重量 (P31)

ごみの容量1m³当たりの重量のこと。「見かけ比重」ともいう。

厨芥類 (P19)

台所から出る野菜などのくずのことであり、生ごみという呼び方が一般的である。水分を多く含んでいる。

低位発熱量 (P19)

ごみが完全に燃焼するときに発生する熱量のことで真発熱量とも呼ぶ。低位発熱量は燃焼性の良否の判断をはじめ、熱発生、減温、熱回収等の過程で必要となる種々の熱計算や性能の良否を判定する熱計算等を行うに当たっての必要条件となる。

低質ごみ (P20)

設計最低ごみ質ともいう。ごみ焼却施設の計画に際して、燃焼炉設備の火格子面積や燃焼率、付帯設備の空気予熱器や助燃設備等の容量を決めるための指標となる。

DBO方式 (P68)

Design Build Operateの略称で、公共が主体となり施設を設計し、建設、施設の運転業務、維持管理及び点検をSPC(建設事業者が主体となり設立した特別目的会社)に委託する公設民営方式。資金調達と施設の所有は、公共が担う。

一 ナ行 一

7年間 (P60)

処理規模を決める計画目標年次は、稼働予定年の7年を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等と勘案して定めることとされている。

一 ハ行 一

バイオディーゼル燃料 (P46)

ディーゼル機関用のバイオマス由来の燃料のことで、菜種油等のバージンオイルの他、てんぷら油などの廃食油より製造される。軽油を燃焼させるより二酸化炭素排出量が少なく、廃食油を利用する場合には水質汚濁防止にもつながる。

排出原単位 (P12)

年間排出量を365日で除し、さらに計画収集人口で除したもの。
1人1日平均排出量ともいう。

普通ポルトランドセメント (P53)

土木・建築構造物の建設用として、全国どこでも入手できるもっとも汎用性の高いセメントです。また、袋物の入手も容易なことから、小規模工事や左官用モルタルとしても使われています。

P F I (P68)

Private Finance Initiative「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

偏差、95.4%下限、95.4%上限 (P19)

数多いごみ質実績データ中の出現頻度の極めて少ない数値を対象に施設計画を行うと適正な設計が困難となり、経済性も損われるため、95.4%信頼区間の両端（95.4%下限、95.4%上限偏差の2倍の値）をもって範囲を設定することが一般的に行われている。

不燃残渣 (P51)

主に不燃ごみ、粗大ごみを処理した後に発生する残渣で、可燃物、資源物以外のもの。